明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 12. December 1910.

VOL. XXIII.

監獄協會雜誌

明治四十三年十二月二十日發行

明治廿一年五月創刊

第貳拾參卷

第拾貳號

監獄協會發行

第貳拾參卷第拾貳號目次

○論　說……（一頁）
○歲晩の辭……
○寄　書……（五頁）
○監獄協誨の眞價如何……甲府監獄　櫻井革聲
○監獄衞生雜感（其一九）……金澤　石崎貨樂生
○司獄宮吏と樂……岡山　宝井生
○哭畑典獄……甲府　逸庵
○哀々獄亀引……
○賦以告別諸友……石井光美
○統　計……（二二頁）
○明治四十三年十月末日現在々監人員表……
○明治四十三年十月末日現在受刑者罪名表……
○明治四十三年十月末日現在々監人員監獄別表……
○救護事業……（二九頁）
○愛知縣慈惠會免囚保護事業成績……光弘結言
○熊本縣保護場の概況……
○雜　錄……（三二頁）
○「昔噺」押途船相摸丸の暴動……原　胤昭
○犯罪者の情緒……高島平三郎
○累犯發見に就て……雲　山
○假出獄者の再犯する期間……
○各監身分帳簿の類別に就て……
○在監者の食料獻立に就て……
○大谷派法主の親授……
○金澤監獄追弔會……
○山形監獄入佛式の概況……
○中央慈惠協會の總會……
○白蟻の發生……
○眞木監獄事務官外二氏歸朝……
○各地通信……（六九頁）
○樺太だより……
○平壤だより……
○新義州便り……
○法　令……（七六頁）
○司法省訓令第四號……
○司法省訓令第五號……
○司法省訓令第六號……
○司法省訓令第七號……
○監獄協會記事……（九二頁）
○茶　話　會……
○會場の建築……

監獄協會雜誌第貳拾參卷第拾貳號

論　說

○歲晩の辭

明治四十三年は將に旬日の後に於て其命數を終へんとす茲に過ぎにし十二閱月の間に於ける監獄事業の印象を回顧するに儼指すべきもの決して鮮しとせず試に其主要なる二三を披攄して紀念とせんか春風駘蕩萬象生氣ある三月、監獄事業の爲めに最近の指導者たり監獄界の重鎭として推さるゝ新進氣鋭の谷田參事官は歐洲に在りて一年の星霜を經て親しく研鑽し斯業の粹を蒐めたる錦囊を提げて歸り來るや徐々囊中の精華を散して事業に貢獻し正々堂々啓蒙扶掖して寸斷なきことは日夕事實の證明する所にして今日既に然り明日豈渝ることあらんや否更に益精力を加へ來らんこと敢て冗辯を更にするの要なけん

尋で全國の監獄界を代表せる典獄は召に應じて司法省に會合し主務大臣より獄政の旨義方針を承け谷田參事官より歐洲殊に普國の獄政に關する最新の趨勢獄吏の態度に就き皷吹せられたりき歸來典獄は任地に在りて陰に陽に獄政の改善獄吏の指導に努めたることは吾人の斷言して憚らざる所なり之に加ふるに各地に於ける監獄醫敎誨師看守長の會同の如き亦其効果の大なるものありしは疑を容れざるなり

典獄會議と前後して府縣長官の會同あるや司法大臣は特に本省に招集し監獄事業の爲めに援助せん

ことを望むと俱に骨肉の關係ある出獄人保護事業の爲めに努力せんことを諭示せられ超へて去る十一月司法官の會同あるや當局者と大臣の命を承けて又斯業の經營に協力せんことを以てせり宜なる哉出獄人保護事業は隆々として其地歩を進め從來私人の團體に於て經營せる事業は益堅實に事業の効果を收め府縣長官は監獄當局者を協定して保護規程を定め縣令を以て之を施行し可憐なる出獄人を保護する必要なる所以を知らしむるに至りたるもの少からず又現に之が畫策に苦心せるもの多し此形勢を誘致したるは上司法大臣より下監獄實務家の刺戟する所ありたるに因ること勿論にして今日の現狀に徴するときは遠からずして全國各府縣に此等の企畫實行ありて出獄人保護事業に關する思想觀念の普及することは疑なきものゝ如し是れ本年の監獄事業を飾れる瑞象なりと謂ふべし

萬國監獄大會なる世界共通の會議は北米華聖頓に開かるゝや各國政府は競ふて委員を選出し會議に於ける諸種の問題を討究せしむると共に自國の監獄事業及社會事業を紹介せんとし委員亦其嚆望に協はんと努む吾政府亦多く讓らざらん事を期し眞木監獄事務官をして政府の代表者たらしめ同時に其前後數月間に於て歐米の監獄事業の視察を命じたりき而して同事務官は重き使命を承くるや先づ歐州に赴き英佛獨白其他の大陸を巡視し監獄事業視察の傍ら或は社會事業の現狀を視察し且つ彼國の人情風俗を探知し頼つて以て社會と監獄事業との關係に就き研鑽し轉じて華聖頓の大會に列するや主として同會の第二部に入り監獄行政に關する諸問題を討究し副として第三部の司法行政より踵いで各部を一週し大會に提出されたる議題に就き各國委員の意思を窺ひ其全豹を闡明したるのみならず同氏は大會の第二日を以て日本監獄近時の狀況一班と題し明治の初年より監獄事業の革新せられたる徑路より說き起して其旨義方針に及び延て今日の監獄制度に就き縷々數千言遺憾なく吾監獄事業を紹介し帝國政府の面目を發揮したり之れ豈本年に於ける大事業にあらずや加之同會議に就て忘るべからざるものあり何ぞや東西兩本願寺は特に各其派の教誨師一名を選拔して同會議に列せしめ同時に米國各地の監獄

を視察せしめたることと是なり政府委員に加ふるに教誨師にして萬國會議に臨む如きは吾國に於ては未曾有の盛事にして監獄史上特筆大書すべき壯擧なりと謂ふべく其結果として將來の獄政に貢獻するの多かるべきは何人も首肯するに躊躇せざるべし

本年八月日韓併合條約成るや領土は擴張し人口は增加し相率ひて文明に貢獻すべき時機は來れり名實共に暗黑なりし監獄は今や光明を以て圍繞せらるべき時機に到達せり由來韓國には文明國に行はるゝ如き法典の完備せるなく適々律令の據るべきものあるも之を活用する人材に乏しく動もすれば斷獄は苟且に左右せられ法の威嚴を失墜すること甚しく統監政治の下に統轄せらるゝに至りて陋習を一洗し裁判の公平を保つに至りしと雖も猶未だ隔靴搔痒の感なきにあらざりしが機熟して總督政治の斷行せらるゝに及び積年の弊風を一掃し一面に法令を布き刑罰を重んじ一面には特定の獄囚を赦免して威愛を示し鮮人をして堵に安んぜしめ之と同時に彼の大小の監獄は適材に頼りて革新せられ日を逐ふて改善せられつゝあるを見る是れ即ち監獄事業の大發展にして啻に鮮人の幸福なるのみならず國家の福祉を增進する所以にして國是に協ひ又吾國施政の公平無私なるを中外に示す良策なりとす豈紀念とすべき未曾有の快事ならずや

典獄の交迭は年々一二これなきにあらずと雖も今年の如く人を替ふること九、場所を換ゆること二十有餘の多きに至れることは稀なり監獄の首腦たる典獄の交迭するは監獄の管理に影響する所少しとせず典獄の交迭は諸種の事由に因りて行はるゝものにして必ずしも監獄行政の上に利ありと斷し得ざると同時に不可なりと極言し難しと雖も新陳代謝は世間一般の通則にして之れあるが爲め新生命を生し新活力を加へ來れるを思へば典獄の交迭は寧ろ監獄事業の進歩に益する所少からざるを信ず然れども吾人は一歲の終末に垂んとせる秋に於て斯道の重鎭として又先輩として尊敬せし典獄畑一獄氏の長逝したるは本年に於ける一大恨事にして之が爲めに監獄事業の上に負へる損失の少からざるを悲むも

のなり

監獄紀律の張弛を知らんとせば行刑全般の事項に渉りて巨細に視察せざるべからずと雖も其一班を推知し得べき材料、紀律の張弛を判定する唯一の材料にあらざるも少くも有力なる一材料としては監獄内に於ける囚徒の逃走、囚徒より官吏に對する暴行、囚徒と囚徒の爭鬪器物損壞の如き所謂監獄事故なるものを看過するを得ず試に前年に於ける事故と本年に於ける事故と其數如何を見るに前年に於ては逃走既遂九十九件逃走未遂九件なるに對し本年（十二月十五日迄）に於ては逃走五十八件逃走未遂二十三件にして前年囚徒對官吏暴行囚徒間の爭鬪等の傷害事件は、五十一件なるに本年は五十九件器物損壞事件等は前年は三十七件にして本年は僅かに七件なり之に依て推定するときは概して能く監獄紀律の勵行せられたりと云ふを得べく就中逃走の危險を未發に防遏するに至りたるは戒護檢束の嚴密なるを證明するものと見るを得べし各監獄に就て個別に之を點檢するときは前年に比し不成績を貽せるものなきにあらずと雖も全國監獄に於ける事故を總括するときは其數に於て著しく減少し成績生良なりと云はざるべからず。更に正確に紀律の寬嚴張弛を知るには犯則の種別懲罰の多少等は有力なる資料とせさるべからざること勿論なるも以上の如き著明なる事故は紀律の張弛に因りて自ら增減する深き關係あるを信するを以て之を推論したるのみ若し監獄實務家に於て其監獄自體に於ける監獄事故と其他日常行刑上に當行せらるゝ事項を湊合せば最も適切なる判定を下すを得て自得する所多かるべし吾人は一歲を送るに際し敢て之を勸む

本年に於ける監獄事業の運營に關する事項は多々ありと雖も以上揭くる所のものは其最も著明なるものにして甚大なる反響を及ぼすべしと認め特に記して將來を卜せんとするのみ庶幾は自重涵養以て新年を迎へんことを

寄書

○監獄教誨の眞價如何

甲府監獄　櫻井革聲

第一　總說　三綱を說き五常を談ずるも。單に時俗を矯飭し頹風を哀矜せるのみに非ずして。聖者が千萬世の後を憂懼せる不刊の盛典たらずんばあらず。將た又果を敎へ因を授け三世に亘る妙相理路を曲盡して十方世界光明の遍照を爛說せるも。畢竟人を驚蜂の繁きに導びて。遂に羅漢果を得せしめんとせる佛陀の本願に歸せざるはなし。夫れ然り治國平天下を論じて。時に權臣を誅戮して之れが名分を正し道窮し糧を絕ち菜色あるに至るも。猶ほ志は經國濟民の一途に集注し。毫も時勢の迫害に屈せず。性情の純潔清高なる天理と契合せる聖人に非ざるよりは。豈克く此に至るを得んや。嘗て聞く悉達は萬乘の位を棄てゝ雪山の高きを攀ぢ。敎理を究むること十又餘年。嚴冬の夕烈夏の日苦行撓ます難行益堅く遂に能く成道生覺を得て。法を說き敎を弘むること實に甚深微妙なり。蓋し五千の經卷を留め七十餘回の說法は實に是れ皆衆生濟度の至誠に發せざるなく。拔苦爲樂の妙諦を盡さゞるなし。嗚呼人孰れか涅槃の苦惱を離脫する能はんや。朝槿一時の榮を樂んで凋衰の既に迫るを知らず。猶且岐路に彷徨して出づる所に迷ふ。夫れ空即是色に想到せば色即是空は敎へざるも識別するに難からざるべきも。世の多くは龍潭虎穴に在るを悟らずして尙ほ踰跼成就の樂しみに耽り。遂に法に觸れ獄に苦しむの惡果を惹起するは誠に罔極の恨事たらずんばあらず。聖人之れを憫れて飢寒の身に薄きを忘る。此他基督と云ひ馬合默と云ひ救世的大希望に至

ては。實に軌範を一にせざるなし。故に憂國恤民の情溢れては萬斛の淚となり。疑ては不磨の經典となる。至誠大德豈欽仰すべきに非ずや。現下に於ける我が監獄の教誨其者は專ら佛教を以て之れが經とし將た緯と爲せるは古來多衆の信念を繫ぎ來れる深緣あるを。比較的指導に簡易なるとの理由に外ならずんばあらず。若し夫れ天地の洪爐に鎔鑄して。隨手之れが形型を鑄出せんとする大手腕を有する者に至ては。儒に出て佛に入り將たカゾリツクとプロテスタントとを問はず。苟くも感化の策に於て圓滿完美を見るあらば夫れ將た何等の礙けあらんや。

吾人は四十一年乃至四十三年に於ける最近三箇年の受刑者總數の較差を一閱せるに。各年共其八月末日に於ける總數四十一年は四萬六千九百九十三人。四十二年は五萬八千九百六十七人。四十三年は六萬四千五百八十七人にして。四十一年より四十二年に亘る罪囚增多は實に一萬千餘人なるも。此は新刑法實施の前後にして法官の量刑過重等の結果濶獄者の數を激增せしものにして。俄かに之れが準則を執る能はずと雖も。四十二年より四十三年の增加は五千餘人とす。之れを日計月計其他の統計より仔細に類推するときは將來四五千人の增員は年々必至の情勢たるは想像するに難からざるなり。是れ勿論刑事政策上諸般の設備未だ周匝ならざるの結果に外ならずと雖も。亦以て德性涵養の重任を有する教誨師の三省を促がすは敢て無用の言議に非ざるを識得せずんばあらざるなり。

顧ふに吾人の世を濟ふや飢渴と鬪ひ。風雪を冒かし鬱れて止むの精神に出でざるはなし。故に彌陀の本願は一念の悔悟と共に扉禁房の闇きを照らして。赫奕の光りを得せしむると同時に。教誨の必須なるは實に筆舌の外に在りとす。然れども多數の教誨師中其職責と素行と一致せざるなきかの疑念を懷かしむるもの往々吾人の見聞に觸るゝは深く遺憾とする所たるは勿論。教誨感化の上に於て一大障碍たらずんばあらず。吾人は茲に數箇の題目を揭げて本項に關する感想の一班を直叙し。以て大方の是正を仰がんと欲す。

第二　形而上に屬する教誨を論ず　精神的感化の事業たる一に指導者の技倆に須つは勿論にして口語の以て之れを傳說する能はざる所たり。唯指導者其人の資格を具體的に論下するときは一に學殖富贍なるべく。二に識見超邁なるべく。三に品性優秀なるべく。四に世故に老練なるべき等是れなり。蓋し學殖富贍ならざれば萬象を捕捉して自在に聽者の感動を起す能はず。識見超邁ならざれば事物の關係を演繹して把羅剔扶し得るも之れを歸納して斷案を下だす能はず。品性優秀ならざれば言語動作自然卑調に流れ罪囚の信念を深からしむる能はず。世故に老練ならざれば人心の機徼を穿て歡樂哀情の至處を說く能はず。苟くも此四者を具有するに非ざれば偕に立て教務を談ずるに足らず。亦教誨を施すに値ひせざるものとす。

某囚あり多少の學識を有し頗るローマンガゾリツクに心醉す。而して其前身は牧師の補助員たりしと云ふ。渠れの時に語るを聞く云く教誨師と小子とは宗教上信仰を異にす。故に多年の間教理を聞くも一言も耳底に留まらずと。教誨師の佛說を談ずる固より可なり。然れども之れ等異宗教者に對しては一面亦其信奉する所を研究せしむるの覺悟なかるべからず。而して亦其質疑事項に關しては努めても明解を與ふる等の用意を怠たるべからず。是れ一に學識の該博ならんことを希望する所以なり。苟くも異宗教徒に對する態度斯くの如しとせば渠れ等の情念に何等の反感を懷くことなく。漸次順應良化して眞理の途に一致すべきを覺るや必せり矣。頃者本誌の所報に依りて自明治四十二年十月一日至同四十三年九月三十日在監者の情願事項中教誨教育に關する件一二を摘錄すれば云く監獄教誨は甚だ不親切なり。云く教誨師は卑劣手段を以て宗教信者たらんことを勸むと。是れ實に荒唐無稽の甚しきも吾人の見聞する所なるも世の道連と共に。形以上教誨の發達鼎新を希望して止まざる所なり。

**前記情願事項中又云へるあり云く教誨師の教誨は形式的にして誠意なく傲岸にして不遜なり却て在

監者に反感を與ふと。又云く出獄後生計の用に資すべき書籍の購求を願出たるに之れを許さず。又云く看讀書籍の制限酷なりと。此他歐文書籍閱讀に關する方法の普及を望む等。概して取捨撰擇を要すべき事項たるは勿論なるも。現下の督獄實況上之れ等の情苦申告を全然無根なり揑造なりとして放閣し能はざるを遺憾とし。顧みて當務者の勇往敢進を翹待す焉。

第三　形而下に屬する敎誨を論す　本問題に關する事項は敎誨師の職務規程第三十一條に於て之れを詳悉せり。今本條を廣き意味に解釋して敎誨師は囚人に對する一の相談相手となるべきものとす。即ち之れが父兄の位地にも立ち。又配偶者の姿態をも執るべきものにして。鄉里の親族と囚人の間を融和せしめて出獄後の方向を確定し置かしむるは勿論。他日相互の誤解を生出するなからんことを期する等。彼の演壇に敎理を說くに比し寧ろ夐かに至難なるべきを見る。然れども吾人は斷言す敎誨最終の目的は此に存すと。

一片の飛信能く罪囚の現狀を說き以て鄉黨親族の心志を動かす所以の者は何ぞや。是れ至誠の人に逼るものあればなり。故に敎誨師たる者は單に文筆の流麗なるを誇らず。楮墨の間に他を感動せしむるの技倆あるを要す。而かも人心を動かすは彼の屢樓的稗官者流の技巧を言ふに非ず。眞心惻愴の餘韻に出づる人情の秘鍵を握るを言ふ。故に通信に訪問に內外を通じ極力感化の策を講じ。以て罪囚に對し既に冷却せる鄉里の同情を蘇活せしむるに努めざるべからず。苟くも此方針を以て前進せんか暴戾なる囚情も遂に身を立て家を興すの希望を起し。漸く社會と密邇するに至り普通人と化するや論なきのみ。將た亦怒れる親族憤れる故舊も。至誠の利及。道理の鋭鋒には抗敵すべくもあらず。遂に秩序一回復と社會の準則とに想到して。一鄉の同情溫意は善良なる帝國の一員を加ふるに至るへく。是れ蓋し敎誨師の敎務以外或ひは私財を抛ち。或ひは屈辱を忍び。以て最後の效果を收むる活手段として應さに執るべきの感化策たらすんはあらず。

以上の所說は其大略を記述せるに過ぎざるも。其細目に至ては固より枚擧に遑あらすとす。然れとも現時の實況にして吾人の希望する所と果して能く其揆を一にするものあるか。或ひは法規の要求以上に勵行せられ救濟保護の道に於て遺策なきまでに進捗せる箇所も尠少ならさるべしと雖も。其全般に涉り之たを觀察するときは遺憾なから遲々として進步の跡を認むる能はず。要するに典獄其人の主張如何に存するは勿論なりと雖も。社會の趨向獄界の氣運は今や全く罪囚の刑期を滿了せしめて意味なく之れを社會に放つの番人的施設を容さす。果して然らば中央の施措に伴ふて響應する所なかるべからず。而かも實際の狀態にして如此とせば憶ふに敎誨師の奮勵尙ほ未だ足らざるの結果として。吾人は更らに一層の努力を要望して措かさるなり。

第四　敎誨師の選任及び人物　學識德望一世に卓逸せる高僧は日東廣しと雖も各宗を通じ殆んど寥々指を屈するのみ。或ひは學餘りあつて德之れに伴はす。或ひは高德の譽れ喧しきも學術に於て缺くる所あるが如き。人を得るの難きは古今に亘り同一の事態なりとす。現下各監獄に於ける敎誨師は概して大中學林の業を卒へ。本山の簡拔に依り來任せるものなれば性格に於て亦學識に於て布敎使として一方に留錫せしむべき偉器たるに疑ひなしと雖も。一監獄の敎務所に其敎柄を執るに至てや。當初の志氣漸く振はす。所謂小成に安んじて進步の道を求めず。徒らに子孫の計を爲して敎務の研鑽を擲ち。敎誨の施行は殆んど千遍一律にして毎に他の欠伸を買ふが如き。假令ひ强制敎誨を標榜するも感化し誘掖するの精神に於て疑ひなき能はず。

夫れ如此にして敎務の發展を期し。感化の方策を盡せんと欲するも。夫れ將た百年河淸を待つの類ひならんのみ。蓋し我獄界全般に涉り現に如此の狀態なりと稱するに非ず。只見聞する所を錄述して參照に資するのみ。依此觀之敎誨師其人は學德一世に赫奕たるに非さるまでも少くとも實踐躬行の勇者たるへく。名譽利達の外に超然たるの儁英たらざるべからず。嗚呼眇たる一敎誨師のみ而かも其選打

の當否如何に依ては人心の改造に關し延ひて社會の構成に及ぼすこと至大なるものあり。豈塞心せさるべけん哉。願ふに一代の高僧碩德は其間接に及ぼす社會の感化力既に偉大なりとす。況んや之れを屈請して直ちに說法指導の任に膺らしむるを得んか。如何なる獰暴兇惡の徒も渴仰の念に勝へすして不知不識善化良變するの自然なるものあらん。是れ他なし至誠の言直ちに肺腑より出づればなり。然れとも如此は到底言ふへくして行ふや難し。於此乎吾人は望むらく敎誨師たるものは何れも釋門の選良たるを以て日夕研學を廢せず。居常自から高僧碩德を以て任じ彼れ等罪囚を規誨するや。虛飾を避け實況を說き。浮華を却け眞摯を擧ぐる等。只た夫れ念々至誠ならんことを。苟くも如此にして孳々倦むことなくんば選任せられたる職責を完ふするは勿論。斯界の精華は將來益燦爛の光輝を放たんとす。豈夫れ吾人の空言ならんや。

且つ夫れ試みに思へ罪囚を感化啓發するや。抽象的に法を說き道を敎ゆるの難きに非ずして。如何にして世に立ち生を營むべきやの針路を具體的に索得せしむるに在ることを。輪廻を說き應報を辯ずるは山僧野衲尙之れを能くす。然れども現世の餓鬼を濟度して克く彼岸に到達せしむるの德識に至ては。決して薄行微力の緇徒に望むこと能はざるなり。於此乎器を選び材を拔く者は勿論。任託せられて其位置に立つ者も。職責の重きは繫りて社會人心の維持を存することを忘るべからず。

第五　結論　吾人は敎誨力の强弱張弛を論じて。果して幾許の勢威を有し。將た幾許の氣魄を具ふるやを驗せんと欲するも。未だ之に對する統計の見るべきものなきを如何にせん。否な亦決して計數の上に之れが消息盈虛を傳ふる能はざるなり。然れども比年罪囚の增多を見るは社會の進運。人口の增殖に伴ふて人事の複雜を來たすに原因するは勿論なりと雖も。抑亦獄裏唯一の感化府たる敎務所の施措を反顧し。將た書策如何を望睨するの決して偶然ならざるを知るなり。現下に於ける我邦蓋し聲色の間に人を化し。動作の中に則を示すは譽れ高く德備はるが爲めなり。

の敎誨師は何れも學德雙備の高士多し。果して然らば其平素有形無形を問はず指導誘掖する所に於て何等かの顯著なる反應を呈せずして止まんや。而かも未だ一人の眞心歸善の敎誨力に出でたるものあるを聞かず。昨の放免累犯者は又今日の新入累犯囚たり。今日釋放せる前後十回の入監者は亦明日の稱呼番號補缺者たり。吾人の議論は較や極端に走るの嫌ひあらんも。其如此は今日の獄界普通の現象として復た一人の怪しむものなし。嗚呼經世的眼光を具ふる者の豈輕々看過すべき事態ならんや。況んや善誘良化の樞軸を握る圓顱の人に於てをや。然れども人或ひは言はんとす敎誨師其人は單に敎理を說き悟行を戒め。佛陀の本願に賴て渠れ等罪囚を救濟するあるのみ。若し悟らずして再三苦惱を累ぬるあるも佛力の如何ともするなきを以て。更らに勸說して其懺悔の時を待たんのみと。如此觀念を以て數務を見らるゝ事あらば。治獄今日の方針と背馳するや甚しとす。夫れ然り豈其れ然らんや敎務界其人に乏しからざるの今日。必ずや斯道の爲めに立案構想して刷新更革の實を擧ぐるに汲々たるものあるは吾人の疑ひを容れざる所なり。

頃者本誌の所報に依れば大谷派法主の秋田仙臺南監獄に於ける親敎は。罪囚に對し誠に至大の感動を與へ深甚の誘化を促がせし爲め。渠れ等は何れも歔欷嗚咽して無限の感に打たれたるの狀ありしと德風の人を化するや自然のみ。善を見て之れを勸む豈多言を要せんや。惡を見て之れを懲らす豈又多語を費さんや。而かも化導誘提の力は洪大無邊なりとす。蓋し眞如影清くして萬有我れに備はればなり。吾人望むらくは監獄敎誨に從事するの諸師は。學を力め德を積み夙に蘊蓄せる所をして數層の光輝を煥發し。以て徐ろに之れが大任を盡し將た重責を果たされんことを。于時庚戌十二月下浣朔風浙瀝として曉寒人に薄まり歲云に暮れんとして人事倥傯たり。吾人は舊硯を洗て殘年を送り。新春誌上更らに所見を披瀝し以て大方博雅の斧鉞を乞ふ所あらんとす。

○監獄衛生雜感（其一九）

金澤石崎貫樂生

第二十三卷第十二號

（一七九）精神病犯罪者の收監に就て　本題は千九百八年十一月七日南獨逸精神病醫會に於て講演したる者に係る、sternget 氏は監獄に附屬監 adnexen を置くの利害につき論じ自已の監督するブルクサル附屬監の現狀を述べ概してその成蹟良好なりとせり即ち精神病的犯罪者を早期に處刑より隔離するを得るの利益あり而してそれに收監するものは處刑中に發病せるものゝみに限り未た拘留中に發病したる者はこれに收監すべからずと云ふ又その目的も只治療の目的にして持續的監置の目的ならざる樣にし刑期終了後尙は監置の必要ある場合は精神病院に收容すべしと云へり左れば從つて精神病院は人數を增加して負擔を加重ならしむるが如く思惟せらるゝも實際は然らず多くの者は痴呆に陷る患者にして退院せしむるに至るもの多く只少數の者は嚴格なる監置を必要とするものなり又精神低能者は只その少數に於て精神病學的治療を要するものにして多數のものは處刑に堪へ得るものなりと論結せり

次ぎにヘガル氏は精神病院在院の犯罪者の方面より論ぜり即ち各精神病院に在院する犯罪者の遺傳發育、病症及び犯罪の種類等を調査し、その犯罪と精神病との關係は多數のものは生來性病的の者にして斯る者は亦收監も困難なりと云へり即ち生來性闕損ある者、變質性精神病及び早發性痴呆は總計八三%ありて多くは又累犯者殊に習慣犯罪者なりしことを見たり而して收監に關しては氏は低能者に對する特殊の設備を置くことに反對し、こは反つて弊害を招くのみならず低能者に對する特殊の治療法は不必用なりと云へり又犯罪者及びその他危險なる病者に對して特殊の病監を設置することを反駁し斯かる病監の不利益なる點を擧げ附屬監も亦た適當のものならずとせり、こは一層廣く配置主義（Dezentralisation）を主張せり即ち可及的多數の病院に分配し各病院にては多くの區分を設けて分配するにあり犯罪者は非犯罪者と治療上何等區別する所あらず只少數のものは特に嚴格なる監置を必要とすれども斯かる者には病院內に堅固なる病室を設くるを以て十分なりと論結せり

（一八〇）殺人婦ベルタ、クソタノ鑑定例 Fürcke-ls ベルタと云ふ婦人其二人の愛兒を殺害した事件である、初め、ブリユン Brin の公立精神病院で悖德病 moral insanity の症狀を具へ責任の減弱に該當するが責任の全然解除には當らないと鑑定した次に其病院にては眞正の悖德病であるが責任能力は輕智の缺損、色慾の倒錯及び其變性あること且つ發作性鬱憂狀態等道義缺損のある癡愚であつて同人は責任能力のないものであると斷定した又たブリユンの裁判所の醫師は本人を六ケ月間收容して觀察したが著しく症候なく極めて輕微のものであつたと云ふので遂に維也納大學精神病學敎室に送つて再度の鑑定を命じたが本人には窃盜の傾向があり仕事が嫌ひで浮浪の性癖がある如何にも道德上の缺損があるに違ひない然れども道德的癡愚と名づくる程高度のものでなく殺人行爲の動機は癲癇性或は「ヒステリー」性の妄覺か若くは性慾の異常かゞ土臺となつて居るではないかと云ふて調べて見たが其等の徵候を認めることが出來ず同敎室では本人は病的氣質を有するもので其動機の本性は之を明かにすることは出來なかつた其處で鑑定の末尾に「本例の行爲は除外的であり且本例唯一の場合であつて今日の精神病學見識あらば此場合で解明し得ないのは誠に已むを得ないことである吾人の任務は此以上に至ることが出來ない爾餘の判斷は裁判官に一任するより他はない」と結んだ此結果ベルタは無罪を證したものである

（一八一）半陰陽と刑法　刑法で强姦の場合でも幼女、婦女と規定されてあるが半陰陽の時には成立たないか知らん故にウイルヘルム が法律案を作つた其は戶籍上半陰陽者として屆け名は男女兩方に適す

る名を附けるか男なり女なりの名を附けるのである尙は醫者が立合つて届出づるので若し成人せざる前に發見した時には直ぐ其を届出すと云ふのである睾丸と卵巢とは男女を區別する要素であるが中には兩方のものを具備した人間がある斯かる場合には乳房、外陰部及び全身の形が男女何れにか似てあるかを見て其性を定むべきものであると云つて居る結婚に關しても民法に規定がない然し實際には半陰陽と結婚することは稀れでないノイゲバウエルは寡婦となつてから男となつたものがあると云つて居る又た良人として結婚してから主人も子供を産むて居る半陰陽の結婚は成立するものと見らるゝが實際に精神的に結合しても生殖的に結合せざれば結婚が成立するものでない千九百三年に陰門も卵巢もないが女骨盤と陰莖のあるものと結婚した例がある二回とも裁判では結婚が不成立となつたが最後に内部は女でなくも外部が女であるから差支がないと云はれて結婚が成立した

(一八二)醫務所長會議　本年大阪に於て日本醫學會開催の際にも出逢つた醫務所長、監獄醫が集合されたと聞いて居る又た去る六月には巢鴨監獄で東京所在監獄醫務所長會議があつたとのとである夫は監獄衛生の發展に多大の功益あることゝ信ずる又た決議せられし事項は夫々順序を踏み實行せしめらんことを望む我々田舍の監獄に在るものも賛明なる諸君の御蔭を被むり驥尾に附して其勵行に汲々するのである要するに些末なることに拘泥せず大體の方針を一定にし以て一層の進歩發展を希望するのである

(一八三)反社會危險性　刑法上に於ては其刑罰を課するに中りて必ず反社會的行爲を要す、この行爲の如何によりて刑の輕重を定むるなり然るに近來此主觀主義に偏するの利害を講究せらるゝこと漸く盛んにして其結果として行爲よりも無乃性格を主とし之に向ひて刑を課せんとするの傾向加はれり而して此反社會的危險性なる性格を研究するには啻に立法學者のみならず亦た心理學、社會學、精神病學等の力を藉らざる可らず即ち未だ發して運動とならざる「エネルギー」を研究するが如く反社會的

行爲を發せざる前に此性格を調ぶる事必要にして亦た吾人の一任務なり

今この恐るべき性格に就いて一例を擧げんに明治三十八年十一月二十五日夜十一時暗に乘じて巢鴨監獄を脱走せる二人の囚徒あり彼等は今迄精神病者として扱はれ居たるものなりき其逃走の狀を見しに明かに當時構外に補助ありしを示せり翌日午前十一時日本橋の某所にて白晝追劍をなし捕はれたる二人の男あり之を調ぶれば即ち昨夜の破獄者にして彼等の脱走を昨夜助けしは同じく精神病監にありて而も前日放免せられたる男子なりき此男も程なく捕はれしが三名とも精神病者の故を以て無罪となれり超えて同四十年七月下谷に於て論爭の末小刀を以て人を殺害し自首したる男子ありき、これ別人ならず昨の破獄補助者なりき而も此回も無罪となりしが四十一年五月に及び彼は三たび新宿附近に於て人を傷害せり而も遂に精神病的の故を以て罪せらるゝ事なかりき實に反社會的危險性を具有せるものは斯の如し而して彼等に對する常に前例の如くんば虎を市に放てるに似て社會の危險これより甚しきはなし故に斯かる性格を研究し、その危險を未然に防ぐの法を講ずるは實に現下の急務なりとす

然らば如何なる場合に此反社會的性格を帶ぶる事多きや吾人は經驗及び統計によりて次の如き精神情態に在る時比較的この危險多きを認む

反社會的性格の
- 生理的
  - 乞食
  - 常習犯罪者
- 病理的
  - 精神病者
  - 變質者
  - 「ヒステリー」
  - 癲癇
  - 浮浪者

酒客
小兒
定期的 破瓜期
病理的 婦人生殖作用
老人

又之をネメト氏の統計に徴するに

非精神病犯罪者六〇四九人中

變質者「ヒステリー」、癲癇、精神薄弱、遺傳者　六五〇人（一〇、七〇%）

酒客　八四六人（一三、八九%）

更に之を犯數に別てば

（一）累犯者　三一〇二人

變質者　四九六人（一五、九八%）

酒客　七三七人（二三、七五%）

（二）初犯者　二九四七人

變質者　五、二二%

酒客　三、六九%

反社會的性格ある者に對し、その行爲に刑罰を課するも効果甚だ少し故に吾人は今後鑑定に際して廣く此性格に注意し且其危險を除き得ざるものに對しては現今獨逸の諸國に行はるゝ監置處分を實行し以て社會に對する害毒を少くせん事を希望するものなり

（一八四）變質性精神病　Degenerations-Psychose　最近二三年來提唱せらるゝに至りし所の病名にしてクレペリン教室に於て「精神病は常に物質的變化に伴ふものなり」との定說の下に命名せられしものなり同氏は又定期性精神病が遂に痴呆となる事多きは是れ機能的疾患なるが爲めなりと說明せり「ヒステリー」患者亦た痴呆となることあり

囚人の入獄するや精神異狀を呈し一時妄想を發するものあり其症狀恰も妄想病に髣髴せるに拘はらず後に至りて能く全治す急性妄想病なるものゝ報告は本邦にも頗る多し其精神は動搖し易く昏迷狀態を起す事あり或は又錯亂する事あり何れも「ヒステリー」とは區別するを得べし

グツトネル氏は緊張病と同樣なる昏迷狀態を起し然かも境遇の變化と共に又全治する變質者ある事を報告せり

入獄等の如き境遇上の一大變化は一時囚人をして被害の念に充ち溢れしむるも（人を避けて沈默せしむ）漸くにして彼等は緊張病に見るが如き昏迷狀態より回復し依然として强情を張り全く舊に復するものある事あり是等の症狀を發せし患者を近時稱して變質性精神病と云へり

（一八五）東京附近監獄醫務所長會議と福島監獄に於ける醫務所長協議會　本年六月二十三日巢鴨監獄に開催されたる醫務所長の協議事項は精神病者を或完全なる精神病監ある監獄に集合し專門醫をして診斷治療せしむること、結核患者を完全なる結核病監ある監獄に集合し專門醫をして治療せしむること、本省に監獄衛生を主宰すべき醫官を設けらるゝこと、監獄及工場の定員標準を研究すること、健全診斷の標準を一定にすること、患者小票の改正、中間食糧給與のこと、監獄醫をして治療醫學の復習をなさしむること等である然るに福島監獄に開かれたる醫務所長の協議事項は左の通りである。疾患受刑者押送見合せの件病者の粥食を日本米とする件、老弱者處遇の件健康診斷簿調治簿各監獄共通の件、身分關係一覽者記入方一定の件、一時休養者取扱方の件である、協議せられし事項は何れも必要な

る事柄にして何れも其邊監獄衛生進歩の狀況瞭々として千里眼の如くである

（一八六）頑癬の療法を紹介す　頑癬 Eczema margination は監獄に隨分蔓延して居る從來種々の處方あるも特効あるもの尠く左の處方は稍功力ある樣に考へらる

處方　ヤリサロビン二、〇　イヒチオール五、〇　ワセリン五、〇　單軟膏八、〇　石爲軟膏

吾輩も頑癬の撲滅には隨分苦心した一人である頑癬ある監獄は衛生の進歩せない監獄である萬一頑癬患者のある監獄あらば竊に試み玉へと爾云

（一八七）三宅（秀）醫學博士は私立衛生會總會に於て內國衛生上の報道中監獄衛生に付入監者の病氣はどうで有るかと云へば病者の數は殖へて居るけれども死亡の數は減じて居ると云ふことは何にか原因が有るかも知れませぬ實際短期間這入つて居るものでございますから俄かに生活狀態が變化するので其時に病氣に罹るのが多いが死ぬ迄入監して居らぬから病氣の數は多いけれども死亡者が少くなつたと云ふことでは有りますまいか總て監獄衛生の事は搔い摘んで申しますると我國の狀態に比して充分とは行きますまいが年々少し宛進んで行く景況が現はれて居る此事は誠に喜ばしいと思ひます、それから監獄中の傳染病の少ない事は實に驚く程少のうございます全く監獄衛生は進んだに相違ない監獄に這入たものゝ方が衛生狀態が宜くて監獄外に居る者は斯の如く衛生狀態か惡いと云ふ前後矛盾の有樣でありますが公衆一般は衛生上の必要を感せず、それ程衛生を重要視して居りませぬ爲に勝手自儘の振舞をなし不衛生の事をする結果斯樣な事になると思ひます監獄の外に居りまする良民即ち公衆衛生の爲には吾々衛生會の如きものは數層の力を盡さなければなりませぬ云々

○司獄官吏と樂

岡山　室井生

樂みに樂む可きあり樂む可らざるあり其樂む可きを樂む是れ善なり其樂む可らざるを樂む是れ惡なり、天下樂むべきを樂む者多く樂む可らざるを樂む者亦少なからず昔の桀紂樂む可らざるの樂を樂む故に其樂みたるや逆なり文武樂む可きの樂を樂む故に其樂みたるや順なり、其樂み逆なれば則ち人之れに歸せず亡ぶる所以なり、樂み順なれば則ち人之れに歸す昌ゆる所以なり、昌ゆれば則ち其樂み誠に樂し、亡ぶれば則ち樂なんと欲するも得可けんや

天下樂む可き事多し即ち金錢財寶を以て樂みとする者あり、然れども年稔らずして盜賊起らば即ち其掠奪する所となる宮城家屋を裝飾するを以て樂とするものありと雖も而も風伯暴れ祝融怒らば則ち忽ち灰燼と爲り烏有に歸す、之れ樂む可きに非らざるなり、或は遊藝を見以て樂みとする者あり、或は盆栽を作りて樂みとする者あり、其樂とする所に雅致ありと雖も吾人は日常激務に從事し晨出夜歸殆ど休暇なるものなきを以て斯る樂みを以て樂みとするに由なし、然れば樂む可き樂みなきか曰くあり、何をか樂と云ふ之れ他なし、常に接し離れざる罪囚をして改過遷善に誘導するにあり、彼れ等は樂むべからざるを樂み之が爲めには親を棄て友を售り窮極終に法網に觸れ獄窓に呻吟するに至りたるものなり之を誘導感化し其業に樂ましむるに至らば之れ樂むべきを樂むに至らしむる所以にして個人の利益のみにあらず事此に至らば吾人の快樂之に加ふるものあらん、世間豈此の如き高尙にして優雅なる樂あらんや、大法怛怛羅尼經に曰く「諸佛は唯此事のみあり曰く一切世間を利し世間の眼を淨くし、一切の非道を斷んが爲めに出現せり」と神佛すら、棒はどの事を祈りて針ほどしか叶わずと曰へり況んや人間をや、一切世間を利する心にして漸く一村を利するも得難し然るを膺々自己の利益を

計り只管其身の虛榮を圖るのみにして世間を利する即ち感化誘導を忘れ自己の望み達する能はざれば則ち病に托して其職を怠り甚しきは終に樂として樂む可き職務を拋つに至る者すら少からず歎ずるに餘りありと云ふべし

身の爲に君を思ふは二心
君の爲には身をも忘れよ

○哭畑典獄

甲府　逸庵

稚松城下簇俊英。欽仰風姿分外清。壯歲夙凌滄北浪。老來頻博四方名。恤民闢莽偉勳擧。遷善改過遺績明。訃報一傳吾失我。悼詞無奈綴難成。

○哀々歌　並引

庚戌十一月某日。幼囚某之母來而接見其子也。于既往于將來。訓諭諄々規誡備到。顧回之情纏綿之致。一語一涙有惻々動人者。余親觀其狀慘愴自不禁。巴調一篇聊記其略云爾。

無限哀還無限情。母也念汝影隨形。相見先催今昔感。一語一啼涙縱橫。憶起汝學於小庠。科業優秀超他生。又記資性頗温良。比隣極口稱俊英。何事一朝觸刑辟。使二親放斷腸聲。雖然遂事非可說。改過再仰天日明。君不看海岳之恩眞摯語。直衝肺腑在至誠。臨別爲勝無量思。秋宵暗澹孤雁鳴。

○賦以告別諸友

○水戸梅

石井光美稿

水戸梅水戸梅。名聲殷々響如雷。天下何處莫梅樹。梅得名園誇首魁。名園個々數何限。園得名君顯名來。鹿島靈祠弘道館。不怪嘖々名聲開。聞說烈公愛梅樹。廣使國民勉育株。梅碑永存新人目。豈圖有事充軍需。勤王精神及果實。賞觀寧敢供樂娛。恨殺世間浮華子。不解神髓喜皮膚。看梅在稜々奇骨。霜雪不撓姿凜然。恰似烈士盡君國。每經艱難節愈堅。佳人對花感無極。花逢佳人呈清妍。良媒懸空一輪月。氷心相照寒冷天。雪耶非雪皚々白。暗香脉々衣袂芳。第二公園他日景。有花有月堪羨望。嗚呼斯人此樹難再遭。忠烈公逝境漸荒。贏得青史傳勳績。梅花千歲競清香。

統計

明治四十三年十月末日現在在監人員表（△ハ減）

	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前年比較
刑事被告人	六、二四〇	三五九	六、五九九	六、三八二	八、四六五	△	一、八六六
受刑者	六〇、三一四	三、六〇九	六三、九二三	六四、二二三	八一、八七五	△	二、〇四八
労役場留置者	一、〇八一	一五七	一、二三八	一、一一一	三〇〇		二三七
懲治人	一二五	三	一二八	一九二	九八七		二五一
携帯児	四一	四三	八四	九〇	七七三	△	六四五
監獄	六六、九七一	四、〇二八	七〇、九九九	七〇、九九〇	七一、一六一	△	一六二
総計 警察署留置場	八三〇	一四三	九七三	一、〇〇八	一、〇四八	△	七五
計	六七、八〇一	四、一七一	七一、九七二	七一、九九八	七二、二〇九	△	二三七

備考　本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

	刑事被告人			受刑者			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
清國	二		二	三七		三七	四九		四九
英吉利	一		一	二		二	二		二
露西亞	一一		一一	四一		四一	四一一		四一一
伊太利	一		一				一		一

書籍号数　男　一　一　一
　　女　一　一　一
　　計　一　一　一

明治四十三年十月末日現在受刑者罪名表（△ハ減）

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	増減	前年比較	本月中ノ新受刑者	増減	前月比較
竊盜	二六、九一六	一、三〇四	二八、二二〇	二八、三五九	二四六	△	一三九	一、七五二	△	一
強盜	三、五七三	一三	三、五八六	三、六一六	三、七二四	△	三〇	一三八		六
賭博及ヒ富籤	四、八九三	二〇四	五、〇九七	五、二五九	五、一三〇	△	一六二	三三		四一
詐欺及ヒ恐喝	七、一七三	二七四	七、四四七	七、三七七	五、六九一		七〇	一、七五六		七七一
横領	二、九八一	八八	三、〇六九	三、〇〇〇	二、一一四		六九	九五五		六四三
贓物ニ關スル罪	八二五	一二七	九五二	九六六	九二九	△	一四	二三		三八八
毀棄及ヒ隱匿	一二九	二	一三一	一二八	一六四		三	三三		三一
通貨偽造	五七五	四	五七九	五八四	六五二	△	五	七三		一二九
文書、有價證券偽造	二、一一七	六二	二、一七九	二、一八四	二、〇三八	△	五	一四一		一一
印章偽造	四七一	五	四七六	四八二	六〇五	△	六	一二九		五
偽證及ヒ誣告	一七三	五	一七八	一八〇	一五四	△	二	二四		三
瀆職	一一六	一	一一六	一一四	五七		二	五九		一一
猥褻姦淫及ヒ重婚	四〇三	四八	四五一	四五五	三六九	△	四	八二		一八
傷害	二、六二九	五一	二、六八〇	二、七二一	二、九〇九	△	四一	二二九	△	二五二
殺人	二、八八四	二八七	三、一七一	三、一六八	三、一六五		三	六		七九
毀棄	七五	二九三	三六八	三七一	三九七	△	三	二九		六

法律	逮捕及ヒ監禁	三一	五	三六	三四	三三△	二	三	一
	墮胎	四三	三三	一七六	一八二	一六五△	六	一一	四〇△ 一〇
	公務執行妨害逃走、犯人蔵匿及ヒ證據湮滅	一四五	五	一五〇	一四四	一二六	六	二四	二六 七
		四六	二	四八	五一	四八△	三	一	四 二
	騒擾	七四	一	七四	七六	八二△	二△	八	一△一一
	放火	一、九一六	四五六	二、三七二	二、四一四△	二△	二△	四二	三九△ 八
	住居ヲ侵ス	一七四	三	一七七	一六八	一五六	九	二一	三〇 五
	略取及ヒ誘拐	一四〇	二四	一六四	一五九	八八	五	七六	一
	陸海軍刑法	九四	一	九四	九四	一一五	一△	二一	一四
	森林法	四五四	二	四五六	四五〇	六二〇	六△	一六四	一一一 二二
	徴兵令	四六	二	四八	四二	一八	六	三〇	一二 一
	郵便及ヒ電信法	七八	一	七九	七六	八九	三△	一〇	一三 七
諸規則	警察犯處罰令	七二八	一八〇	九〇八	九四七	一 △	三九	九〇八	三、七一二 二六九
	以上列記以外ノ刑法犯及ヒ諸規則違犯罪	四一二	二九	四四一	四六二	一、五七七 △	二一 △一、一三六		三、〇四八 八、八八三 五二二
總計		六〇、三一四	三、六〇九	六三、九二三	六四、二二三	六一、八七五 △	三〇〇	二、〇四八	八、八八三 五二二

明治四十三年十月末日現在在監人員監獄別表（△は減）

關係	監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帯兒	合計
	東京	男一、一六五 女六四	四七五 三四	五五 一	一	二	一、六九七 四〇九
	市谷	一	一、〇〇四	一	一	一	一、〇六四
	巢鴨	一	二、七七七	一	一	一	二、七七七

區別	監獄名	刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帯兒	合計
東區	横濱	一三七	一、六〇四 一三三	二五 二	三九 一	一	一、八〇六 一四三
	浦和	七八 一	一、三五九 四九	一一 二	一一	一	一、四六一 五二
	前橋	九〇	一、一〇六 二八	二八 四	一一	四	一、二二四 四〇
	千葉	八一 九〇	一、一〇六 五五	七	一一	一	一、二三六 七七
	水戸	九一 五	一、一一四 四八	二一 一	一一	一	一、二二八 五四
	宇都宮	一〇五 一〇三	八四四 一五三	七一	一一	一	九五六 一五七
	甲府	三九 二	八三四 七	九	一一	一	八八二 九
	長野	一九八 一七	一、四九八 一八	一三	七一	一	一、七一〇 八六
	小菅	一	一、五九六 九四一 七〇	一	一	一	一、五九六 七八
東海區	安濃津	五一 五	二、〇一六 一三三	三五 二	一一	一	二、〇五五 一五〇
	名古屋	三九七 一一	二、〇九六 一三三	五三 五五	一一	一	二、二三六 七七
	靜岡	九四 六	一、一八一 六七	二七 二	一一	一	一、二三〇 七五
	豐所	一三 一	六四五 四〇	二	一一	一	六六〇 四一
	岐阜	六九 五	八二二 四四	四	一一	一	八九七 四九
	新潟	六六 四	一、〇一九 五六	一一	一一	一	一、〇九八 六一

北陸區			東北區					西								
福井	金澤	富山	宮城	福島	盛岡	青森	山形	秋田	京都	大阪	堀川	奈良	和歌山	神戸		
四五	二五	二八	二一五	二二九	二三	六六一	八四六	七九四	一〇七八	一六	四八三七八	二五二	八一三	二二一一		
四一七	六二三	二八二	一、三〇一一	一、二〇七五	五四三	六〇二	七〇二〇	七六五八	一、七一一九	二、六四六一八	一、八一三六	八九八	七九一	二、〇八八九		
八	一	四	六三五	一四三	一二一六	四五一	三二	五七二	一一	六九〇	一一	二一六	二一	一七		
一一	一三	一二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	三四		
一	二	一一	一二	一一	一二	一一	四四	一一	一一	一一	二一	一一	一一	二一		
四七一二	六七〇三六	三一四二九	一、五八五二	六一〇一五	七〇三五	八二〇五五	九〇一三四五	一、八四九一二五	二、六六二一八	七四三二八〇	九四九三	八九四五	二、三六二一四			

四國區				九州												
德島	高松	松山	高知	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎							
四二二	二七一	九五七	七一六	一五八二六	五七二	九九五	七四六	五七二								
一、〇四一一	一、〇一一一	九一七四	七一四六	一、五八六九	一、七五三一四四	七六五二	六五四二九	八二一〇	五九一三〇							
一三	一二三	三一一	四〇七	一一二	三八二	一一	六一	一五一	四一							
一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一四	一一	一一							
一	一一	一一	三一	一一	二一	一一	一一	一一	一一							
一、六二四一二二	一、〇八二一一六	一、〇四一八九	八二六六二	一、八九六一八八	一、九五四一一	八三五四五	七七三三六	九一一七	六五三二							

四國區				九州												
德島	高松	松山	高知	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎							
四二二	二七一	九五七	七一六	一五八二六	五七二	九九五	七四六	五七二								
一、〇四一一	一、〇一一一	九一七四	七一四六	一、五八六九	一、七五三一四四	七六五二	六五四二九	八二一〇	五九一三〇							
一三	一二三	三一一	四〇七	一一二	三八二	一一	六一	一五一	四一							
一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一四	一一	一一							
一	一一	一一	三一	一一	二一	一一	一一	一一	一一							
一、六二四一二二	一、〇八二一一六	一、〇四一八九	八二六六二	一、八九六一八八	一、九五四一一	八三五四五	七七三三六	九一一七	六五三二							

四國區				九州												
德島	高松	松山	高知	長崎	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎							
四二二	二七一	九五七	七一六	一五八二六	五七二	九九五	七四六	五七二								
一、〇四一一	一、〇一一一	九一七四	七一四六	一、五八六九	一、七五三一四四	七六五二	六五四二九	八二一〇	五九一三〇							
一三	一二三	三一一	四〇七	一一二	三八二	一一	六一	一五一	四一							
一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一四	一一	一一							
一	一一	一一	三一	一一	二一	一一	一一	一一	一一							
一、六二四一二二	一、〇八二一一六	一、〇四一八九	八二六六二	一、八九六一八八	一、九五四一一	八三五四五	七七三三六	九一一七	六五三二							

區	北海道						沖縄	鹿兒島	三池
	函館	札幌	釧路	根室	網走	十勝			
總計	一〇八	一二七	一	一	一	一〇六	一六	六八	一
男	二	一九	一	一	一	一一	一	二五	一
女	一	一五	一	一	一	一一	一	一	一
計	一	三	一	一	一	一一	一	二六	二
増（前月ニ比シ）	△	△	△	△	△	△	△	△	△
減（前年ニ比シ）	一、八六六	二一七	一、三九二	一、四七〇	七六九	一、三九二	一、五五七	七九〇四九	六、二四〇
	二、〇四八	二一七	一、三九二	一、四七〇	七六九	一、三九二	一、五五七	七九〇四九	六、二四〇
	六三、九二三	一、二三八	一一七	一五七	一、〇八一	一、〇八一	一、五五七	七九〇四九	六、二四〇
	三〇〇	一一七	一一七	一五七	一、〇八一	一、〇八一	一、五五七	七九〇四九	六、二四〇
	二、〇四八	二五一	一一七	一五七	一、〇八一	一、〇八一	一、五五七	七九〇四九	六、二四〇

區	沖縄	鹿兒島	三池
總計	一六	六八	一
男	一	二五	一
女	一	一	一
計	一	二六	二
増（前月ニ比シ）	△	△	△
減（前年ニ比シ）	八五四	八五四	一、五五七
	八五四	八五四	一、五五七
	八五四	八五四	四五四
	八五四	八五四	三一
	八五四	八五四	八五四
	一〇	一〇	四一
	一〇	一〇	一、四九八
	一、四七〇	一、四七〇	一、五四四
	九六	九六	九六
	七七〇	七七〇	一、四七〇
	七一、九七二	七一、九七二	四、一七一
	二六	二六	六七、八〇一
	二三七	二三七	二三七

救護事業

○愛知慈惠會免囚保護事業成績

光弘祐言

失敗は成功の基なることは今更喋々を要せずと雖も吾人が監獄教誨の傍十數年の久しきに亘りて、經驗を積みたる免囚保護事業は既往數回の失敗に陷りたりと雖も一昨四十一年保護場建築以來は漸く成績として見るべきものあるに至れり本會授業の方法は技能を有する者又は土工等に從事する者は適當の傭主に紹介依托して間接に保護を爲すと雖も其他は保護場に收容して機織業に就かしめ直接に保護を與へ居れり又機業は傭主請負の方針を取りたるに幸ひに名古屋市近藤繁八氏は資產家にして慈善心厚く殊に眞宗の信徒にして大に此擧を贊同し曩に工場一棟を寄附したるのみならず請負たる機業は製品を粗造せざる以上は其製品に依りて得る所の利益全部を本會へ寄附し被保護人に配當する事を快諾したり又織方習修中の者には本會より一日金二十錢の割にて補給するに依り被保護人は大に望みを屬し一意專心、能く勉勵するの狀あり又每月其製品高に依り特等、一等二等三等の四種に分ちて賞金を與へるに依り何れも競爭して精勵し月末の貯金を繰み何れも恩惠に感泣するの狀あり此に最近二年間の成績を得たれば左に揭げて報告することゝなす。

明治四十二年自一月至十二月成績（十二ヶ月）

越入員六十八人內（直接男女十二人　間接男女五十六人）

新被保護人六十九人內（直接男女六十一人　間接男女八人）

合計一百三十七人內（直接男女七十三人　間接男女六十四人）

解保護人五十一人

內譯

自活の途立ち妻帶別居せしめたるもの（男四人　女四人）

同親族及其他に引渡したるもの（男四十三人）

（此內誘惑されて再入監者となりたるもの男七人）

差引殘員八十六人なり

明治四十三年自一月至十二月成績（十一ヶ月間）

越人員八十六人內（直接男女十八人）（間接男女六十八人）
新被保護人七十一人內（直接男女五十七人）（間接男女十四人）
合計　一百五十七人
解保護人五十四人
內譯
自活の途立ち妻帶別居せしめたるもの（男四人）
同親族及其他に引渡したるもの（男五十人）
差引殘員一百三人（現在人員なり）
以上の成績に依れば一年十一ヶ月に於ける新被保護者は一百四十人にして四十一年よりの越人員六十八人合計二百八人なり其內不良に終りたる者は四十二年中に親族等に引渡したる四十三人の內より男七人の入獄者を出したるのみ其他は皆成績良好なるを以て前途有望に屬す。

○熊本縣保護場の概況

熊本市に在る肥後慈惠會出獄人保護場にては事業擴張の爲め地所を買收し事務所並に收容所等を建築し本月三日同縣知事事務官其他篤志家四十餘名を招き開場式を擧行し會長は開會の辭に續いて保護に關する概況を報告し知事は被保護者に對し懇篤なる訓諭を爲せり黑澤會長の概況報告左の如し

▲概況

肥後慈惠會所屬當出獄人保護場は明治三十五年三月飽託郡本庄村字上白川端監獄附屬地四百五十四坪を借り受け事務所並に保護者收容所を建築し同年八月事業開始以來年々本會より所定經費の交付を受け稍々遺憾なり當面に對する業務を經營しつゝあり然るに右地所建物は明治四十二年三月本會事業の一たる本縣代用感化院に充當することに決定し本場は一時大江村字井手の口に借家して依然業務を繼續せりと雖も現時社會の狀勢は益々保護事業の切實を感ずるの折柄狹隘なる借家は事業經營上不便尠なからざるに依り本會に向け事狀を具し金五百圓の前渡を受け（七ヶ年賦償還）之れに當場經費の內より年々節約し畜積金千二百餘圓と昨四十二年十月內務省よりの特別賜金二百圓とを合せ約二千圓を以て飽託郡大江村字九品寺森の本に敷地四百二十一坪を買入茲に事務所並に保護者收容所其の他附屬建物（總建坪五十五坪六合五勺）を建築することに決し本年七月一日工を起し九月九日全く落成せり

當場に於て實驗上勞働紹介を以て保護の良方便と思惟し專ら此の方針を執りつゝあり而して一面附屬農場の耕耘に從事せしむ

內務省の特別賜金に對しては將來紀念農場を整理して慈惠救濟の旨趣に副はんことを期するの覺悟なるも舊地主の植附作物未だ取拂の時機に至らざるを以て暫く之を他日に讓らざるを得ず

▲開場以來保護人員及現在人員表　保護場

年度	入場ヲ許シタルモノ	自活ノ目的確定シテ退場ヲ許シタルモノ	死亡 退場ヲ命シタルモノ	死亡 不正行爲ノ爲メ退場ヲ命シタルモノ	逃走セル者未ダ捕ヘラレサルモノ	犯罪ノ爲メ收監セラレタルモノ	人員
三十五年八月ヨリ	一〇人	一	一	一	一人	一人	九人
三十六年中	一二	一四	一	一	四	一	三
三十七年中	一〇	四	一	一	六	二	二
三十八年中	八	一	一	一	二	一	六
三十九年中	五	四	一	二	二	一	三

年別	收入金高	支出金高	翌年へ繰越金高
三十五年下半期	九七三、三三一	八三二、四四〇	一四〇、八九一
三十六年中	九六五、六四三	七三五、五七八	三七〇、九五六

年別	入場者	退場者	現在
四十年中	一三	八	六
四十一年中	一三	五	四
四十二年中	一四	一二	六
四十三年十一月廿日迄	一五	一〇	七
計	一〇〇	五八	二九

備考

一　現在者中二ヶ年以上に渉るもの三人六ヶ月以上のもの一人以下のもの三人あり

二　現在場者の聽業別は二人は人力挽夫一人醬油小賣行商二人は農業に從事一人は鐵工職一人は大工職に從事し勞働賃金收入は食事雇主の賄者は一日拾錢以上自辨食者六拾錢以內なり

三　在場者は每月幾分の郵便貯金を爲さしめ現在員中多きものは三拾圓以上の積立あり

三十七年中	九一九、四〇〇	七六〇、三〇二	五三〇、〇五四	
三十八年中	四〇七、二八九	四六一、九二四	四七五、四一九	
三十九年中	四〇八、二五〇	三一二、四一一	五七一、二五八	
四十年中	五一三、五六〇	三七六、〇七六	七〇八、七四一	
四十一年中	四八〇、一四〇	三三二、九八一	八五五、九〇一	
四十二年中	九三九、〇〇〇	七三四、二八〇	一〇五、六三一	
四十三年十一月マヂ	一、三〇二、五五〇	二、二四八、六六五	九四、八三六	

雜錄

○昔噺　押送船相摸丸の暴動

原　嵐昭

「烏兎走々、最う昔噺しとなつた、二十六年前の事實談。斯界同人の耳を驚かした、暴動事件。圖らずも今日は、此の暴行囚中、大伊達者の一人であつた、大倉定吉が、二十七年振り放免の途次、久濶を謝し、今後の保護誘掖を求めて訪なひ呉れた。自分も曾て敎誨を加へた彼れ、懷舊の情に動かされ、豫期の仕事を暫めて半日を語らひ、午餉を共にして新橋に送つた。此の日談話の一節は、相摸丸暴動の眞相。當時公文に顯はれ、又は自分等の耳にしたる事態と、異なれる點が多くあつた、寧ろ讀者の參考にもならんかと、其儘を記し、且妄評を試みるのであります。

二百四の押送船　時は明治十九年六月廿四日、當時京阪以西の重罪囚を、北海道に送るべく、蒐集する兵庫假留監に、溜りし囚徒二百名を、宮城集治監へ押送した。押送官は、今度收監する宮城集治監より派遣された、戒護官で、二百四を受取つて、郵船相摸丸に乘せ、神戸港を出航した。

妄評　抑も大椿事を引起した失敗の原因はこゝにあり。是れ必竟ずるに押送出張の旅費、手當等の事情によりて、各監交替などと、毫も囚情を知らざる者をして、戒護の大任に當らしめた故である。即ち囚徒本位でする仕事を官吏本位でしたからであると思ふ。

蒸したるもの　爆裂　船足の遲い相摸丸は、一晝夜を過しても、まだ橫濱港に着かぬ。下等客室より貨物積場は、開放されて一大牢獄となつて居る。時候は只さへも蒸し暑い六月の下旬、誰にでも察せられる密閉二百四の苦悶狀態。而して風の通る窓は警戒のため、悉く鎖されて居る。人いきれは、刻一刻と密蒸して來る、其蒸し暑さ云はん方なく、不平と不快の聲は、室內に滿ち渉つた、本牧鼻が見えると云ふ聲が、甲板に聞えた頃には、二百四は殆んど病人の如うになつて、靑息を吹いて居た。

妄評　囚情を鎭撫せんとすれば、先づ囚體を適當に所遇するにあるは必然だ。爆裂するやうに、苦悶に苦悶を積み重ね、不平に不平を充滿させたもの、豈に爆發せずにあるべきや。斯く所遇して、而して此の大椿事を誘引したりと云ふも、誣言ならずであろう。

怪しの一圖　斃れたかとも見えた囚圍中、貨物積場の一隅に、怪しき一塊、十一人の一團があつた、其名を列記すれば、岡田熊吉、川畑虎吉、藤本房吉、大倉定吉、北村權次郎、福本勝治、木山長吉松井市松、宇高市十郎、神田市松、福永友三郎である。名にし負ふ荒浪立つた本牧瀨戸を、對手にする必死の活劇。各自身構へ堅固に、獄衣を裂いて腹を卷き締め、袖をちぎり手拭に疊み込んで、頭部を締め、打撲の防禦に當て。而して大海に飛込む覺悟、萬一を期して板子の代用には、客室の棚板を外し取つて、小脇に抱ひ込み、或者は便器用の三舛樽を抱えて居る。

妄評　戒護の怠慢、航海中なり船室なり、逃走の氣遣ひなし、航海の時間は、既に長びいた、囚人も困憊疲勞を極めて居らう、とは自己の疲勞より割出した觀察で必竟は、視察怠慢の結果よ！

押し開けた鐵戸　入港の汽笛につれて、引卸すアンクルの響、轟々。上陸の艀に昇り降りする人の靴音、囂々、物の音更に響かぬ好機會、こゝぞと、ヤレソレと、合圖の一聲に、豫て任務を帶びたる一塊中の剛の者、探り寄つて諸手を掛け、犇と力を入れたは、荷揚げ口の鐵戸の門、捻金物、エンヤ〳〵と掛聲して、引けど捻れど、コットリとも動かぬ。道がは警戒のために、鐵槌を以て打固めたものである。

あらう。開くべく見えて少しも動かぬ。猛り立つた一塊の怪男兒、スワ一大事と之に續さし二人の剛者、同心協力、エイヤの一ト聲、諸共に、鐵の門はゴツンと開いた。

妄評　如何程堅牢なものでも、打込んだものは、打出せば出る。捻ぢ固めたものは、捻ぢ返へせば戻る筈のものであるに、鐵戸に錠前を掛けなかつた、或は手の觸れない丈の締をせなかつたのは戒護の怠慢。

任務を盡した河童　開いた鐵戸の細目から、ソツト容子如何にと外部を窺へば、墨流したる眞の闇、波浪そこ、こゝ、微かに舷燈の光、浪に煌めくのみ。こゝ艦體の內容に詳しき者の作戰計畫、捻ぢ開けた荷揚の口は、出入舷梯の反對方向、何人の注意も惹くべきやうなき位置である。サア……と後者に聲を掛け、鐵戸に手を懸くると共に、イザと細目に透して、表を窺ひしが、ハツと、鐵戸を押寄せて、ヤバイ、シツイと鎭り、息を凝らすこと五分か十分……。サア……、と再び鐵戸を透して表を窺ふ、又しても、ヤバイ、シツイ、と片手で後者を押へ、シツと潛んで息を凝らす、又五分か十分……、サア……又してもヤバイ、待て。後者は、いらだち、ヤレ〳〵ヤツ附けろ……、否な否な、と、耳から耳に響く無線電信、「カツパ〳〵」と、如何にも然らん、水上警察の巡回は、引も切らず止む間がなかつた。幾度も試みたが結局、鐵戸を開らく、時がなかつた。其うち終に東は白らんだ、横濱出航。

妄評　警戒である、事があつたからでは無い。船中に斯かる大謀叛がある、今や鐵戸の隙から、兇徒が覗いて居るだろうとは、少しも知らなかつたが、克く任務を盡したり、横濱の水上警察。事を未前に防いだり、眞の警務。

逃走囚にも定見　横濱で脫けなくつては、到底ダメだ。獄の濱では、たとへ船を脫けても、陸に上つしから、方法がつかない。とは宮城監獄逃走、追跡拒捕に、幾度かの經驗ある同人者間の定見である。東北の百姓は、京阪中國邊の其れとは全然人氣が違ふ、何事か一事件あると、共同一致する風があつてか、ソレ逃走者が、囚徒が走るのと聞くと、誰も彼も町中村中、擧つて加勢に出る、忽ち衆を以て追つ取り圍む、之れで窮した經驗があるので、逃れば横濱だ、横濱で本牧へ向つて、神奈川在へ潛り込むのだと。所で、豫期した必死の計畫は、水上警察のランプで、水の泡に消されて了つた。恨む處もないが、無念やる方なき十一人。室內の空氣は日に增し腐つて來た、臭氣は愈よ鼻を劈く、憤怒と不快、何處へか爆裂せずにはあられぬ一怪塊。後で宮城半田の出張所の逃走で、看守と奮鬪して斬殺されて了つた川畑虎吉は、塊中の青年福永友三郎に、二ツ三ツ年嵩な壯漢、脊の全面、胸板まで、太股から腕先まで、俱梨迦羅龍の刺文、浪波兄イの剽悍物、これぞ大椿事のダイナマイト。

妄評　高が犯罪人、なアに囚徒が、然れども彼は命懸けである、一生懸命！、智慧袋を絞つた逃走破獄の手段。侮り難きは彼等の惡る智惠。

ハツシと撲つた　獄衣は既に捩つて形も無し。炎暑中の押送船、無禮講御免の素ツ裸體、「願ひます〳〵」、の聲荒々しく出入の階子口、甲板の交番、甲看守の面前に現れ出た虎吉。乞ふ所の請願は「一同喉が渴いて堪りません、何うか水を一杯下さい」「諾しや、下りて待ツて居ろ」命令の通り下りて待つて居た。時の二時間も、經つただろうと思ふ頃になつて、「コラ川畑、出ろ」と呼び出されて渡されたのは、小桶に一杯の水、三四人口を開けば、飲み干せて了ふ程の少量、氣早やの虎吉、「ナンダ此れツ計の水、一滴づゝにも足りはせない、旦那、これでは足りません」、「なんだと足りないと、馬鹿を抜すな、之れだけ飲んで見ろ、腹を下すから」「なんだと小桶に一杯の水が、二百人の口へ何んで足りるものか」「なに之れで足りない、一同の者に？、一同の者の事は一同の者が云ふは！貴樣は何んだ、貴樣の喉さへ乾らびなければ可いのだ、餘計な世話をやくな」否え、一同の者が、一同で願つては、困難しますから、私が惣代に願に出たのです。此れつぱかりの水を持て歸れますか』餘計な事を云ふな、一同の者に與へる必要があれば、此方から與へる、與へるも與へないも本職の職權

である』でも私どもは、喉が渇いて堪らないから願ふのです、あなた方は、勝手に飲み喰ひをなさるけれど』なに生意氣な事を云ふな」、と聲の終ると共に、ハツシと撲つた、手繰つてあつた捕繩で、川畑の横つつらを。

妄評　京坂きつては、悪名の聞えて居た川畑虎吉、牧監して居た兵庫假留監でも、既に札を附けておいた悪漢。捕繩の端でピシヤリ位が、何んの効め所か反抗の種蒔。必竟する囚情を知らないからのことよ！

飲んだ〳〵水盃　嚇つとした川畑虎吉、一と握みと、立ち掛つた一刹那、脇に居た役附囚の國、平素虎吉も義俠に服して居た此の男が、川畑待て、持て行け、と手に渡した水桶に支へられ、噛み締めた歯を緩めもせず、バタ〳〵バタツと、奥に入り、己が住家の棚、彼の怪塊の車座に進み寄り、「コラ、……ウヽン殘念だ、遣つ附つけろ、サア命ちの取り遣り、水盃の水だ、飲め、飲め。サア來い。と二三杯引掛けて飲んだ、椀を片端に投附けて、ツカ〳〵ツカツと進んだ出入口の檻子段。昇り登がる、形勢不隱と見た、乙看守、是も亦、手に持て居た捕繩で、手早く川畑を續け樣に二つ三つ撲つた、と見た怪塊の一團は、虎吉に引續いて居たから堪らまい、忽ち擧げた鬨の聲。スワ暴動、スワ反獄、と叫び聲は、艦内に響き渡つた。それでも七八人の看守は、階子を降り一時は室内に入れしと見えたが、忽ち逃げ登つて、手早く出入口の戸を締めた。室内はワア〳〵の聲に惣立ち惣騒ぎ、入りつ亂れつ、敵か味方か判らない、てんでに身構え船室の棚板を外し、棚柱を抜きて凶器に備えた。

妄評　四人の義俠は、看守の職權よりも、力强くあつたは、恥かし。窮策乍ら出入口を早く鎖したは、此の際に於ける大手柄。

自分と船へ放火　同士打々々、大騒動々々。誰あるか、ランプを外した、サア室内は暗から暗。嗅い〳〵石油の嗅氣、ブツ〳〵ブツ〳〵。ソラ火事だ、火を附けた、焼いた〳〵、パチ〳〵パチ、人煙りを通して、白燻爽々、室内朦朧、火焔はメキ〳〵棚板に燃え移り、天井へ火は廻つた。火元は何處だ、塊中の美少年、福永友太の所作。船室の一隅に片附て在つた、押送途中用の、竹笠と春負ひの糸立て蓙を取つて積み重ね、之にランプの石油を灌いで放火したものだ。之れが航海中の汽船内の放火。見事目的を達すると見て、沈没する時には自己の生命を何うする氣か、實に剽悍物の眞相と云つて可からう、實に、彼らは途方も無い事、命ち知らずの事をする者である。

妄評　常識を以て判斷して足るものならば、囚情視察尚易しであるが。實に囚情は吾人の意想外に出る事が多いので、觀察の難、こゝにあり、局に當る者の勞思ふべしである。

空砲　鎖されてある、出入口の隙き間あれ、各部の隙間、上部より下部より、艦内のボンプは口を揃へて、此の室内へ噴水した。長い航海で暑氣に蒸され、次では火に焼かれんとした二百囚、今は又更に水に浸された、兇漢が幾ら火を附けても、船骨は、鐵材であつたから棚板は焼けたが船體はベンキへバチ〳〵燃へ附く計りで、火事にはならなかつた、火事は止んで了つた。然れども鳴止まざるは、喧囂の聲、非常手段に出でたも亦止を得なかつた、今しも水管が顔を出した、隙間々々より、銃尖が出て來た、寸時は威を示して見せたけれど、中々鳴は止まぬ、終にズドン〳〵と連發、ソラア〳〵と喧々叫ぶが、白燻は暖かい風を吹いて肌膚を壓すばかり。空砲だ〳〵と安心の聲。

妄評　當時も内地では戒護の器具に銃砲は持たせなかつたのだ、此時は用ひたのは、相模丸の備品を出して使用したのである、戒護官の苦心亦一段と察せらる。

最終手段の實丸　空砲だ〳〵と思つて居たら、隅つこの方にガタ〳〵慄えて居た、何の關係もない一囚は、屈がんだまゝアツと一聲立てゝ死んで了つた。次には、是れも新入のヒヨロ〳〵した一病囚が、板羽目に倚り掛つて、ブル〳〵戦えて居たのが、ストンと倒れて死んで了つた。彈丸だ本彈丸だ、と戰きの聲は立つた。途端に、ピヤリと右の足のふくらばみに、障つたものがあつた、と思つたら、血潮は淋漓と流れ出した。ヤア遣られたと、疵處

を押へて倒れて了つたのが、此の話の主人公大倉定吉である、續いて二三人倒れた。追がの兇漢も命ちは措しいのだから、そこで一ト先ヅ、鳴は鎭つた。

妄評　死人に口無し、殺された上に兇漢らしく認められて了つた、二人の死。十一人の兇漢中で怪我でもしたのは大倉定吉一人。

官權、今は絕無　銃殺された二四の死骸は舁ぎ出したが、怪我人は曳て來ない、怪我人が何人あるのか判らないから、押送官は氣を揉んで、疵所の應急手當をしてやるから出て來い、と醫者も來て居る船員も出て來て諭すが、此方も怖いから中々出ない、役附囚で腕先に敵彈の貫通した怪我があつた、此の男は常に官の信用もあつた役附囚だものだから、命に從ひ出て行つて、應急の手當を受け、叮嚀に繃帶かけて歸ツて來た。斯の如しと官の愛護を示して見せたのだが、中々其言を信ぜない、結局一人も出て療治しては貰はなかつた。定吉も中々の大怪我で、動く事も出來ないのだが、とうと我慢して居た、其後食事も何も呉れないが、一同も喰べやうともせず、ワイ〳〵云つて時を過ごした、併し航海を止めて居たのでないから、船は進行し荻の濱へと近づいて來た。そこで囚圍は、大評議を始めた、此儘で上陸すれば、いづれ片端から殺されるのだ、何うして此の生命を助からうか、船は港へと近づくが評議は中々つかぬ、ワイ〳〵ワイ〳〵。押送官の方でも、之れを何うして出そうかと大評議。此の大椿事の起原を、元から元に探り入つて見ると、實に恐ろしい噺がある。

妄評　彈藥の盡きた鐵砲、停電した電車、孰れも用をなさない、無能の官力亦同じ。信あつて又官權あり、治獄の官權尚更に信なかるべからずである、信用絕無の官權を以て此の反抗囚徒を、如何にして警戒上陸せしめたらう、囚徒は又此の危い生命を如何にして安全に保つたらう。

○犯罪者の情緒

高島平三郎氏談

▲安定性の缺乏　犯罪者の情緒の一大特徴は安定性の缺乏の顯著なることである、常人の精神は大抵平穩であつて縱令事に依りて一事の激動あるも間もなく平靜に歸して仕舞ふのであるが犯罪人の精神は動搖が甚しくて忽にして熱心になるかと思へば忽にして冷靜となり、一時に快活になるかと思へば一時に沈鬱となる、若し兒童等に此の如き性癖を有する者があるときは教育を忽諸にしてはならぬ、犯罪人の常として精神の激發する時は常人の企て及ばぬ程に高翔するが激發しない時には一層反動的に沈鬱になる、そこで精神を激發せんが爲めに飮酒する、酒の力を藉つて興奮せんとするのである其飮酒の結果は精神の調子を失つて爭鬪とか殺人とか云ふ殺伐な事をするやうになるのである、それから

▲犯罪者は賭博を好む　犯罪者ばかりが賭博を好むと云ふ譯ではないが概して犯罪者は常人よりも賭博を好む事が甚しい樣である、取締の嚴重な監獄内ですら往々囚人同志飯の菜を賭けて博奕をやる、敗けた者が自分の菜を勝つた者に與へる恰も饗食駈肉と云つたような事が行はれるのである又

▲色慾の衝動甚し　色慾は何人も有するのであるが犯罪者には殊に此の衝動が甚しく烈しいやうである、概して犯罪者は强度の衝動性を有して居つて之を禁遏する精神が缺乏して居る、婦人、中にも令孃とか奥樣とか云はるゝ婦人で萬引すると云ふのも綺麗な反物を見ると之れが欲しいと要求する衝動が精神の中に起きて來る、之を禁遏する事が出來れば可いが此の衝動を抑壓するだけの反對精神がない、そこで要求する强い衝動が起ると遂に我を忘れて萬引するのである、淺間敷い事であるが之れが犯罪者の特徴である。

▲羞恥の念無し　犯罪者には概して羞恥の念が無い、羞恥の念が無いから惡事をしても平氣、惡事を惡事とも思はぬ監獄へ行つても平氣と云ふ事になる、人間は七八歳になれば漸く羞恥の念が萌して來る、此の羞恥の念の萌して來るのは人の人たる道理を知らしむるのであるから父兄たり保護者たり教育者たる者は此の念を助長せしめなければならぬ、此の羞恥の念の無いのは最も危險な結果を招き易いのであるそれから

▲犯罪者は發作的の爆發性を有す　羞恥の念が乏しいから此の發作的爆發性をも有するのは當然である、亂暴な行動無謀な反抗皆此の爆發性に因るので囚人などが折々獄内で時を嫌はず理由なくワイ〳〵騷ぎ立てるのもそれである。

▲犯罪者の情操　情操と云ふのはセンチメントの事で犯罪者と雖も高尚な情操を有して居る、唯常人の情操と犯罪者の情操と異る所は常人の情操は精神上と其他の觀念と調和を保つけれども犯罪者は之に反して全く矛盾して寧ろ滑稽の感がある、或犯罪者が自分の情婦を殺して置きながら情婦が飼つて居つた小鳥に痛く同情の意を表したゞ云ふ如き又人を殺して其子を憐んだ犯罪者の如き其精神の中には側隱の情とも云ふべき一種高尚な情操が働いて居る事は事實であるが唯其働き方が如何にも矛盾である、情婦を殺しながら其小鳥を憐み、人を殺しながら其子を憐むのは常人から見れば明かに矛盾である、犯罪者の情操は獨り斯樣な同情の方面にばかり働くのではない、時には美の方面にも働いて、犯罪者の中には能く歌を作り書を描き種々の美術的製作を爲す者もある。

▲虚榮心強し　犯罪者の虚榮心に富むことは非常のものである、露西亞の一青年は殺人をして其報道が都下の新聞紙に顯はれたのを見て一友人を顧み傲然として自己の名が世に知られた事を誇つたと云ふ事である囚人の中では最も惡事をした者が仲間に尊敬せられる、惡い事でも名が知れるのは喜ぶと云ふ風である、彼等の中にはこんな詰らぬ虚榮心に煽てられて慘酷な犯罪行爲をする者が多い、犯罪者に虚榮心に富むと云ふよりも虚榮心が強いから犯罪者となると云つてもよからう。

▲良心は皷　犯罪者には通則として德道上の感覺が極めて稀薄である、是は畢竟犯罪者の良心が痴鈍であるため犯罪者が其行爲に對して何等の苦痛を感せざるに由るのである、佛蘭西の或る囚人仲間には良心のことを皷と云ひ自由に犯罪行爲を實行するのを解放と呼ぶ者がある慨んな風であるから彼等には犯罪行爲に伴ふ後悔の情がない、後悔の情が滿更無いと云ふよりも其情の向き方が違ふと云つた方が可い、常人ならば濟まぬことをしたと後悔する所を犯罪者は彼の場合に那あ云ふ風に逃げれば可かつたとか、時計を盜るよりも指環を奪へば可かつたとか云ふ風に後悔の情が道德的に働かずして却つて反對の方向に趨る、亞剌比亞の一賊は銃を放つて四圓を得其金數の僅少にて銃彈の料にも値せざるを悔たと云ふ事である。

▲犯罪者と迷信　宗教は兎角迷信に陷り易い、故に世に宗教が盛んになつても犯罪者の數が少くなると云ふ證據は上らない、世の中には往々にして犯罪行爲を辯護する宗教がある、伊太利のナポリは最も宗教の盛んな處であるが殺人犯の多いことも他に其比なく犯罪者千人中の十六人は殺人犯であると云ふ、現に日本の囚人について研究して見ても彼等の多くは不動とか金比羅とか云ふ偶像を信じて居る、彼等は其を信ずることによりて犯罪行爲を上手に成功することが出來るものと考へて居る、又日本には古來窃盜に入らんとする先ち其家の前に脫糞し其を蓋うて家に入れば成功疑ひなしと云ふ迷信がある、獨逸にも之に類した一種の迷信があるが要するに犯罪者は大抵夫々の迷信を持つて居る、犯罪者と迷信、と宗教、此二組の題目は這後の眞面目なる研究に依つて得る處が必ず多いことと思ふ。

▲犯罪者の人生觀　犯罪者の中には又一種の人生觀を持つて居る者がある「神が予に盜む本能を與へたならば同時に神は人に盜まれる本能を與へたのだ」とか「世の中は面白い芝居小屋」とか又「自分は決して人の物を奪ふのではない、富者の有り餘つた者を分取するだけである」とか「國家は兵力によりて人道を盜み、學者は書籍によりて智識を盜み、商人は取引によりて天下の富を盜む、而して彼等を罰せずして何故予一人を罰するや」などゝ途方もない自分勝手な人生觀を抱いて居る者もある。

▲二種の犯罪者　以上犯罪者の情緒に就て種々の特徵を擧げて來たが是等の特徵は獨り犯罪者にのみあると思ふは大いなる間違である、程度の差こそあれ尋常人にも一々是等の特徵を具して居ることは爭はれない、兩者の異なる所は程度の差である、然らば犯罪者は如何にして出來て來る者かと

云ふに、一は先天的に其素質を持て生れ長じて立派なる犯罪者となる者、一は後天的に種々の境遇に支配され自然犯罪者に成り終る者である。

▲宗族と犯罪者　先天的に犯罪素質を有する者は其家族中に退化的の人間を發見することが多い、換言すれば退化的の人間には子孫に犯罪者を出すことが多いウエルテンベルヒの監獄署長ジエヘルト氏は千數百人の犯罪者を研究した結果、其四分ノ一は其家族中に退化的の人間を持つて居ることを發見した、而して其結果を統計的に云へば十六パーセントは飲酒家の子孫にして六パーセントは發狂者を、四パーセントは自殺者を、一パーセント癲癇病者を其宗族中に持つて居つたと云ふ、世飲酒家たる者の宜く子孫の爲に自省する所がなければなるまい。

▲犯罪者と家庭　第二に後天的に種々の境遇に支配されて犯罪者となる者には犯罪者の依つて養成される家庭に非常の關係がある、人間には種々雜多の觀念やら本能やらがあつて是等が相互の間に親密なる聯關と均整とを保つて所謂人格なる者を構成して居る、縱令一箇の衝動が激動して來ても其他の觀念やら衝動やらが反對に働いて其衝動を溫和ならしめる、從つて其行爲に誤りが尠い、所が犯罪者に多く悲慘なる家庭に育つて、精神の發育上非常の妨害を受け、ために觀念及衝動が人格を構成せざる儘に成人する、かくして一箇の衝動が激動する場合に、他の觀念及衝動は激動する衝動を制府することが出來ない、世の犯罪行爲は此の觀念及衝動の單獨活動によつて爲さるゝ場合が多い、實際四人の生立を研究して見ると幼にして父母を失つたとか繼父母の手に依つて育つたとか概して悲慘の家庭を經て來た者が多い。

○累犯發見に就て

雲山

指紋に依り追々累犯發見する樣になつたのは實に悦ぶべき事であるが指紋を取り司法省に送つて夫から種々調査する內には三月、四月の短期刑の者は出監してしまう事が度々あり又拘置監に居る中

に發見せず確定後前科を發見する樣な場合があるが此等は止むを得ぬ事として最少し早く發見する方法は戒護者の注意により直に本人を取調べて前科を自白する樣にしたい事である自分は監獄界に身を投じて一年しか時日が經過せぬ故累犯を發見する經驗に富まぬが然し自分が今日迄發見した次第と方法を述べて多年斯界の經驗家より補捨を受けたいと思ふて茲に自分が發見した經歷に依り述ぶるに自分は初め浦和監獄に奉職して居たが典獄三浦貫氏は非常に此の累犯發見に就て經驗を積まれ又其注意と熱心には實に感服したのである浦和監獄奉職中在監者の每月審査の時刑期が九年で入監以來已に六年を過ぎて反則一回なく賞表一個をも受けず行狀は稍良になつてをるのに典獄は注意され自分に其の理由を問はれたが自分は少しも知らぬと答へると典獄は其の四人を自から取調ぶるから呼出せとの命令で自分は典獄の取調中其の四人の戒護をして居たところが中々の人物で言を左右に托して事實を申立ず多忙中故典獄は自分に取調方を命ぜられた其時自分は後方から見てをると四人の頸の血管が非常に波動するので此奴中々太い奴と思ひ必ず前科を包藏して居るのだと思ひ命令により分房に入れ若し自分の良心に問うて申譯がないと氣が付いたら自分に面會を求めろ若し氣が付かぬ中は當監を出監する迄每日分房に居ろと言渡して工場に行くと約二時間を經て彼の四人は見分に面會を求めた故しめたと思ひ會つて見ると流湖本籍、及前科を自白したのである之の時から自分は累犯發見は興味を感じ其後原籍發見、前科發見せし數は約二十名に達してをる而して初犯と累犯との區別に就き研究の結果左の區別がある事を知つた勿論自分ばかりの考故間違つて居る點も少なくないと思ふが。第一累犯は運動に出すと中々運動の仕方が上手である即身體中全部を運動するが初犯は自分の犯した罪に對し尙恥づる念と慣れぬものと見え沈んでをる。第二は入房する時の歩き方を見るに初犯は社界に居ると同樣に踵を付けるが累犯になると爪先ばかりで歩く足を可及的汚さぬ樣にする。第三喫食の時は初犯で在監の日淺い者は監獄の食を喫うに慣れぬ故兎角飯粒を覗

す累犯は一粒殘さず喰らつてしまう又汁を呑むにも初め汁を全部汲うてしまうてから鹽又は澤庵ばかりを喰う之は汁を汲つて身を溫めるためで若し社界の如く食と汁を平均に喰つてをる中には溫き汁が冷てしまうからである。第四入浴するのに初犯は一般溫度低いのを好むが累犯は高いものを好むのである即在監の日久しき爲め自然身が冷で居る故高いのを好むのであるから前科包藏の奴は入浴の號令で蒸汽の出る最も熱ひ所に入り出浴の號令で最後に出る樣になる。第五は作業であるが前科を包藏して居る奴は如何なる監獄でも麥稈工があるから編木經などは中々上手で初犯に比較して手の働きが早いが初犯は遲い入監後一月位は常に科程に追はれる樣である。第六は褌の〆方である初入者は例へば越中褌なれば〆て餘つた所をだらりと垂れるが累犯は其餘つた所を必ず腹部に持つて行て其の上を三尺て〆て貨與されたる物品で出來るだけ身を溫め大切にする注意がある。第七は眼光であるが之の眼の光り又は眼の配置には元看守とか巡査とか軍人擊劍家などした者は一寸初犯でも前科者と見ることがあるが多くは初犯は朦朧としてをるが累犯になると眼光が鋭く戒護者の眼を窃つて反則しやう〳〵と思うから兎角眼球の運動が活潑である初犯はキヨロ〳〵して戒護者の眼を盜んで雜談でもしようと思ふ時は頭部全體を戒護者に向けて看守が外見でもしてをると反則するのである所が累犯は盜棒眼を使う所謂額越しに看守を見る癖がある下を見て居ても隣席の者は盛に雜談するのである第八は生殖器であるが累犯者は數度入監した爲めに婦人と接する時期が短い故か多くは皮被り又は奇形を呈してをる、第九には文身であるが三星又は三星の下に一の字などの文身ある奴は必ず前科者と言つてよい又桃なども數犯者に多い其他總ての動作が機敏で沈着である此等の點に注意して怪奴と見たら先つ自白させる手段として一應本人に輕く當つて見ると中々自白せぬ種々身分帳の身上票を作製する考で彼が生育の關係其他を詳しく聞き又反則とか懲罰とか犯數とか擔當とか敎誨師などの監獄專門とも云ふべき言葉で調べて見ると話の中に自然に缺點が出る其の出

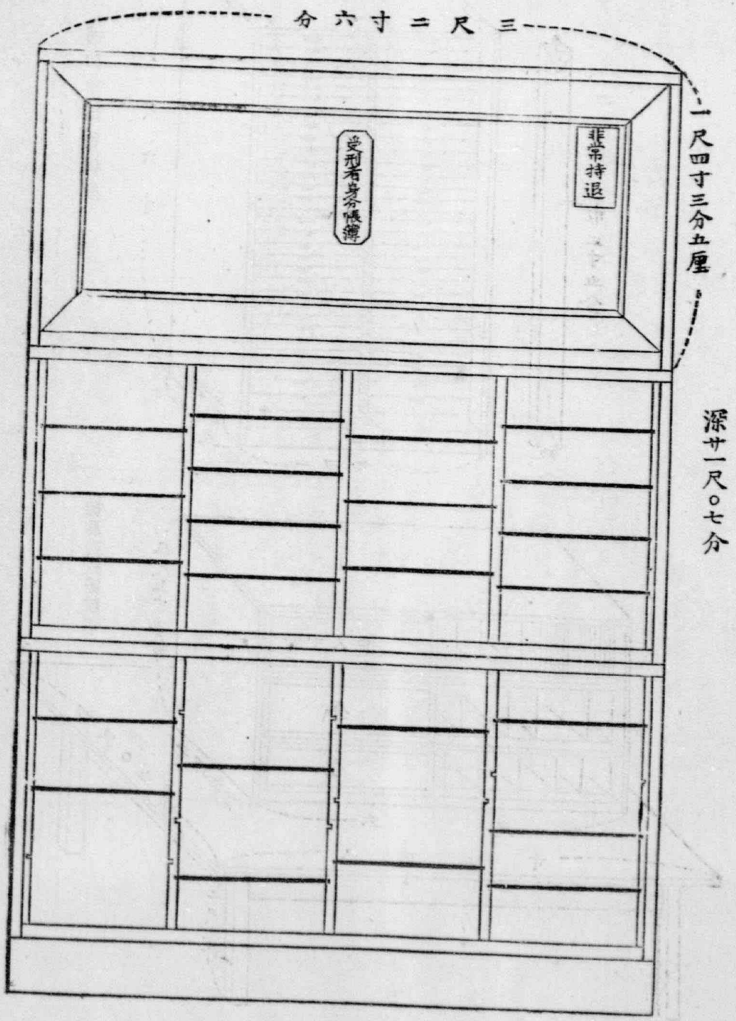
た尾を捕へて此度は嚴然彼に迫ると多くは自白するが若し强情の奴は彼に欺かれた風をして彼が言うなりの所に照會する必ず返事は不詳とか取調方無しとかの回答が來る其を本人に見せる本人は又何とか申立る又其の所に照會する斯の如く照會にして本人を每日調べる在監人と看守の根氣比べをやるのである又照會中に自分は敎誨師の處に行き其の話をして此度は手をかへて敎誨師から前科包藏又は僞名の惡ひ事を懇々說法してもよい或時は敎誨堂の阿彌陀樣の前で本人を取調べる在監人は敎誨師には說かれ自分が在監中又は出監後迄も種々と御世話になる方に手數をかけるのは幾分彼等が腦裏に氣の毒で申譯がないとの感を生ずる一方では戒護者から眼を付けられたのを考へ分房にでも收容すると一人靜に非を悟り良心の呵責に堪へず寧ろ自白して心の苦痛を去らむとして、よし累犯加重の刑に處せらるゝとも工場出役を許されたならば身の運動が付くと精神上、肉體上の利害關係を思ひ遂には恐入りましたと自白するのである。之を要するに累犯發見後單に看守の面識又は寫眞其の他の照會のみならずして戒護者の注意と熱心により發見するのである拘置監擔當看守は被告中に其の動作に注意し若し確定前に發見せぬ時は出役後工場擔當と第一課の名籍と一心協力して發見に盡せば遂に自白するのである、若し前科を包藏し其儘初犯の刑を受け其の處遇を受けて出監するに至つては全く法の威嚴を損するのみならず行刑の全きを缺くのである願くは各監獄とも益々累犯發見に力を盡されむ事を。

○假出獄者の再犯する期間

近來假出獄者の數非常に增加し殊に新法施行後は假出獄者取締規則の實施せらるゝありて警察官署に於ても之が取締上注意する所少からざる由なるが最近其筋に於て假出獄者にして犯罪の爲め處刑せられ又は取消處分を受け入監するに至る期間に就き調査したる所によれば比較的假出獄期間經過後犯罪する者多しとのことなれば一般監督の任に當れる警察官及監獄の當局者は之に鑑みる所あるを要す乃ち其數左の如し

從明治四十三年一月至同年十一月調

	假出獄期間經過後				假出獄期間中				
	六月未滿	一年未滿	二年未滿	以上	計	六月未滿	一年未滿	二年未滿	以上	計
小菅										
東京										
市谷				一	一					
巢鴨			二	三五	三七			三	一	四
横濱				一四	一四			一	一	二
浦和			二	一三	一五					
前橋			二	八	一〇			一		一
千葉				一	一					
水戸				二	二					
宇都宮				一	一					
長野										
甲府			一	二	三			一		一
静岡		一	一		二					
名古屋				二	二				一	一
安濃津										
勝所			二	二	四					
岐阜		一	一	四	六					
金澤		一			一					
福井			二	三	五					
大阪			一	一	二			一		一
京都			一	三	四			一		一
秋田			一	四	五			一		一
山形				五	五					
鶴岡				三	三					
盛岡				一	一					
青森				三	三					
福島				三	三					
宮城				二	二				一	一
酒田				一	一					
和歌山				一	一					
奈良				一	一					
堀川				一	一					
大阪				二	二				二	二
京都				五	五				一	一
秋田				四	四				一	一
山形				五	五					
鶴岡				三	三					
盛岡				二	二



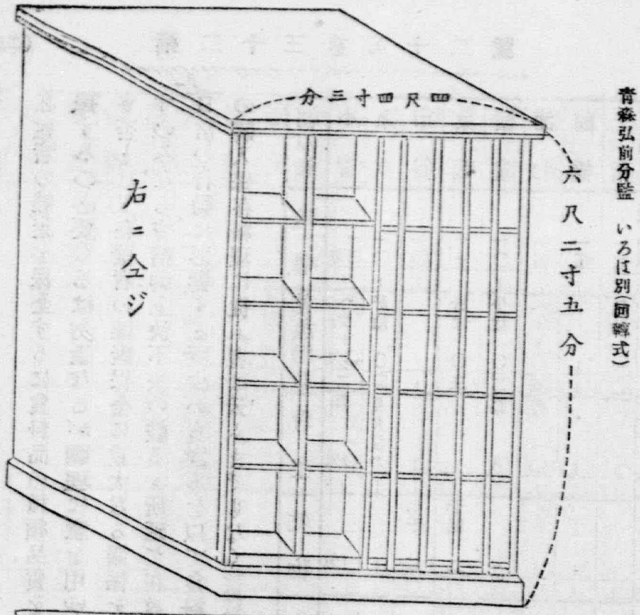
縣廳所	岐阜	福井	金澤	富山	新潟	福島	宮城	盛岡	青森	山形	秋田	京都	大阪	堀川	奈良	和歌山	神戸	岡山	廣島	山口	鳥取	松江	德島
	○	○	○	○	○	○	○			○	○												
	六	一〇五	七五	三三	五〇	四二				六六	二五												
高松	○				△○																		
松山					六							○											
高知												一〇	○										
長崎													一〇	○									
三池													六	三	四								
福岡																							
大分																							
佐賀																							
熊本																							
宮崎																							
鹿兒島																							
沖繩																							
函館																							
札幌																							
樺戸																							
十勝																							
網走																							
總計																							

回轉式

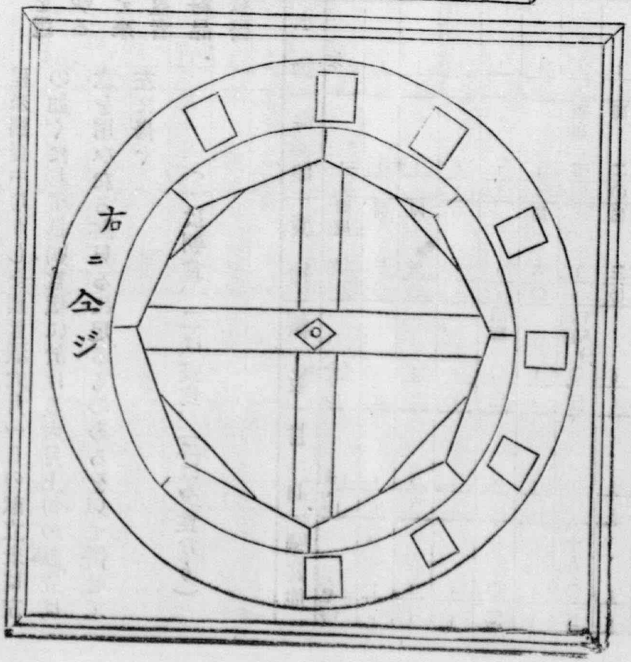
制限ナシ

制限ナシ

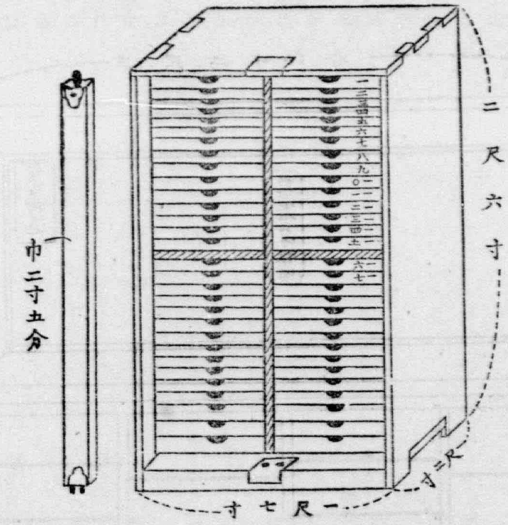
考案中



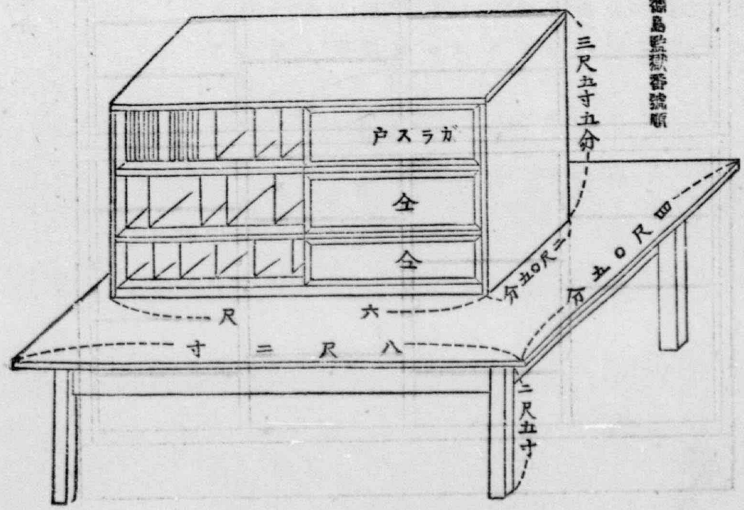
青森弘前分監　いろは別（回轉式）



同上俯瞰



浦和監獄番號順



德島監獄番號順

箱ノ中央ニ仕切ヲ設ケ前後ト同一ノ構造ト

○在監者の食料献立に就て

在監者の健康を保全するに食料品の種類品質を選擇するの必要なるは勿論なるが調理に意を用ゆると否とは又在監者の健康保全に重大なる關係を來すのみならず精神上快不快の岐るゝ所延て在監者日常の行動に影響する所少からざるを以て食料品の購入保存料理に從ふ者は云ふまでもなく監獄醫及日常囚徒に接近する者は注意を怠るべからず先程來調査中なりし全國監獄六月一日の献立表は左の如くにして巢鴨監獄に於ける六月上旬の献立は意を用ひたる跡見るに足るものあるを以て併せて左に掲ぐ

（一は朝食、二は晝食、三は夕食なり）

朝の部	味噌	乾魚脂肪	野菜	乾物	水物	海藻類	漬物	雜穀	醬油	鹽其他
小菅	匁一三	ヘット匁二	菜一〇匁	匁	匁	澤庵匁二〇	合勺才	合勺才	合勺才	
東京	一〇	肝油〇㈣	夏大根六			同三〇				
市谷	一〇			切干二〇		同五〇				
巢鴨	一一	肝油〇三		干瓢二〇						
横濱	一〇	牛脂〇二	菜八				胡麻〇二		〇七	
浦和	一五	ヘット〇五	菜一〇			同六〇				
前橋	一五				若布五〇		胡麻十人分〇㈣		（十人）〇三	
千葉	一二	豚油一〇			同二〇	同三〇				
水戸			大根一五			同二五			〇三	

宇都宮	一五		青菜一〇				同三〇			
長野	一三	肝油〇三	菜八							
甲府	一五									
靜岡	一五	肝油〇五		切干一〇				匁一		
名古屋	二〇				若布二〇					
安濃津	一八	煮干一〇								
膳所	一五		菁三〇		昆布一〇同七〇		水菜漬六〇			
岐阜	二〇		夏大根及葱共三					澤庵二〇		
福井	一〇	肝油〇二	甘藷一〇							
金澤	一〇		菜五							
富山	一三	肝油〇二			若布二〇同五〇					胡麻鹽一匁
新潟	一三				同五〇					
福島	一二	肝油〇三	雪花菜二		同三〇同五〇					
宮城	一五		大根二〇				同五〇			
盛岡	一五		馬鈴薯一〇				同五〇			
青森	一三		切干大根二〇				同五〇			
山形	一五		同一五				菜漬五〇			
秋田			刺蒜二〇				澤庵七〇		〇三	

書の部	京都	大阪	堀川	奈良	和歌山	神戸	岡山	廣島	山口	鳥取	松江	德島	高松	松山	高知	三池	長崎	福岡
味噌	一三	一三	八	一四	一四	一四	一五	二	二二	二〇	二二	二二	一三	一	一二	一六	一五	一三
砂糖 其他																		
野菜	人參 五		雜魚 〇五			肝油 〇二	菜 一五	煎魚 〇五 京菜 三		苣 二〇	鰯 一〇		煮干 〇五 青菜二〇	牛脂 〇三 煮干 〇五 菜 一二	雜魚 〇八 苣 一三	肝油 〇〇三		大根一五
乾物		切干大根 一〇										蒟蒻 五				干大根四〇		焼鉄 二〇
水物																		
藻類																		
漬物		同 三〇	若布 三〇同 六〇	同 一〇	同 二〇同 三〇	同 三〇同 五〇	胡麻 十人分 〇二			澤庵 二〇	若布 一〇	同 三	同 三〇			菜漬 五〇		
雜穀											十人 〇六							
油																		
醬																		
鹽																		
其他																		
魚類																		
魚乾																		
魚脂																		
肉類																		

書の部	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	函館	札幌	樺戸	十勝	網走	總計
味噌	一五	一五				一五	一二	一五	一二	一八	一五	
砂糖 其他												
野菜				煮油 一 (ナ)		豚油 一〇	ヘット〇二 菜 三〇					
乾物						水芋 二〇		體菜四〇				
水物												
藻類												
漬物		甘藷 一九	不斷草 五		大根二五					馬鈴薯 五〇	馬鈴薯 五〇	
雜穀	若布 六〇	同 二〇		若布 五〇			大根漬 一〇〇		若布 四五 澤庵 六〇	大根漬四〇	澤庵 五〇	
油												
醬												
鹽									漬物 五〇			
其他												
魚類					〇三	〇三	〇四					
魚乾				〇三								
魚脂												
肉類												

書の部	小菅	東京	市谷	巢鴨
味噌				
砂糖 其他				
野菜	大根 八〇 匁	氷豆腐 六		莢豌豆 七〇
乾物	匁			
水物	匁			
藻類	澤庵 二 匁	同 三	同	
漬物	匁		胡麻 七〇、〇三	
雜穀	合 〇、二〇	エキス 〇、七 匁	同 〇、〇四	〇、三五
油				
醬	合勺才		同 〇、〇六	
其他	御煮 鯨大和煮 一〇匁			
魚類	匁煮干 二〇 匁			豚 一〇匁
魚乾				
魚脂				
肉類				

| | | |

	味噌	砂糖	其他	野菜	乾物	水物	海藻類	漬物	雜穀	醬油鹽	其他	乾魚	脂肪肉類	生魚
高松														
松山	胡麻 一〇										大根 七〇			
高知								菜漬 一五			揚豆腐 五			
三池		砂糖 〇、五〇	馬鈴薯 三〇								同 三			
長崎			芋莖 六											
福岡							寒漬大根 一六	大豆 〇、三五			生空豆 〇、四三			
大分								胡麻 〇、〇一						
佐賀														
熊本								菜漬 二〇						
宮崎								同 一九						
鹿兒島	五		筍 一〇				若布 一匁							
沖繩								澤庵 二〇						
函館								大根漬物 三〇						
札幌								大豆 〇、三〇	〇、一五	〇、〇六		煎油分 〇、五		
樺戸								胡麻 〇、二〇		〇、〇五		豚油分 〇、五		
十勝								澤庵 二五						
網走	油味噌 七匁							同 二〇						
								大根漬 二〇						
								澤庵 一五						

夕食の部	味噌	砂糖	其他	野菜	乾物	水物	海藻類	漬物	雜穀	醬油鹽	其他	乾魚	脂肪肉類	生魚
小菅	匁 一三			匁 一〇	匁	匁	匁	澤庵 二匁		合	合	匁	ヘッド 匁	匁
東京	一〇	大豆粉 一						同 三				肝油 〇、四〇		
市谷								鶉豆 〇、六〇	〇、一五					
巢鴨	一二		甘藷 一〇											
横濱			菜 八					胡麻 〇、〇一	〇、一〇	〇、〇七		牛脂 〇、二〇		
浦和	一五		大根 一二					同 〇、〇一		〇、〇三				
前橋	一五			切干 四				同十人 〇、〇四		十人分 〇、三一				
千葉			鹿角菜 六						〇、二七					
水戸	一三					若布 二	同 二、五							
宇都宮	一五			切干大根 二			同 三							
長野	一三		菜 八									肝油 〇、二二		
甲府			生菜 一〇〇						〇、一五		煮干 一匁			
靜岡	一五		菜 一〇				同 七					同 〇、五〇		
名古屋				同 一〇					〇、一九		同 二			
安濃津	七					和布 一						ヘッド 〇、三		
膳所						昆布 四			〇、三〇					鯡 一五

| | | |

	函館	札幌	樺戸	十勝	網走
		一五			
		午蒡二〇 馬鈴薯一〇		人參五〇 馬鈴薯三	
	切干 四				
	大根漬 一〇	漬物 五	澤庵 六 大豆 〇、七〇	大根漬 四	
	〇、二五		〇、三〇	〇、三〇	
	〈ヲット 〇、二				
				鰊 四〇	
				澤庵 五	

六月上旬巢鴨監獄在監人食菜献立表

常菜の部

健康者　晝夕

朝

日次	一日	二日	三日	四日
曜	水曜	木曜	金曜	土曜
調理別	味噌汁	同	同	同
品目	味噌十一匁三三、〇〇〇	同	同	同
一人量	肝油三分九厘二匁	同	同	同
計數量	合六、〇〇〇	同一、二〇〇	同六、〇〇〇	同三〇、〇〇〇
調理別	煮物	同	同	同
品目	莢豌豆七十匁	同	同	同
一人量	油揚五匁	同	同	同
計數量	二、〇〇〇匁	同	同	同
調理別	味噌汁	煮付	味噌汁	同
品目	味噌十一匁三三、〇〇〇	同	同	同
一人量	甘薯十匁	大豆五匁	蕗十匁	同
計數量	三〇、〇〇〇匁	種油揚一五、〇〇〇匁	三〇、〇〇〇匁	同
調理別	味噌十一匁三三、〇〇〇	味噌十一匁三三、〇〇〇	味噌十一匁三三、〇〇〇	同
品目	甘薯十匁	大豆五匁	蕗十匁	同
一人量	油揚五匁	才一斗五升	同	同
計數量	二、〇〇〇匁	油一匁五才四升五合	三〇、〇〇〇匁	同
調理別	煮物	煮付	味噌汁	同
品目	豆腐五十匁	同	同	同
一人量	油揚五匁	同	同	同
計數量	二匁五才	同	同	同
調理別	味噌汁	同	同	同
品目	味噌十一匁三三、〇〇〇	同	同	同
一人量	甘薯十匁	同	同	同
計數量	三〇、〇〇〇匁	同	同	同

夕

日次	一日	二日	三日	四日
曜	水曜	木曜	金曜	土曜
調理別	味噌汁	同	同	同
品目	肝油三分九厘二匁	同	同	同
一人量	合六、〇〇〇	同一、二〇〇	同六、〇〇〇	同三〇、〇〇〇
計數量	煮物	同	同	同
調理別	莢豌豆七十匁	同	同	同
品目	油揚五匁	同	同	同
一人量	二、〇〇〇匁	同	同	同
計數量	七五	同	同	同
調理別	味噌汁	煮付	味噌汁	同
品目	甘薯十匁	同	同	同
一人量	味噌十一匁三三、〇〇〇	同	同	同
計數量	三〇、〇〇〇匁	同	同	同
調理別	味噌十一匁三三、〇〇〇	味噌十一匁三三、〇〇〇	味噌十一匁三三、〇〇〇	同
品目	甘薯十匁	種油揚一五、〇〇〇匁	蕗十匁	同
一人量	油揚五匁	同	同	同
計數量	二、〇〇〇匁	同	同	同
調理別	煮物	同	同	同
品目	豆腐五十匁	同	同	同
一人量	油揚五匁	同	同	同
計數量	二匁五才	同	同	同
調理別	味噌汁	同	同	同
品目	味噌十一匁三三、〇〇〇	同	同	同
一人量	甘薯十匁	同	同	同
計數量	三〇、〇〇〇匁	同	同	同

○大谷派法主の親授

大谷派法主臺下は、去十月十四日午前九時十八分着名古屋監獄へ臨まれたり、當日監獄よりは典獄代理原田第一課長、光弘教務所長、原、佐々木兩教誨師は名古屋驛に出迎へ、羽城數十名の人夫は例の如く警拂ひをなし、五十餘人の隨員は其前後

日次	五日	六日	七日	八日	九日	十日	九日
曜	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	木曜
調理別	煎付	味噌汁	同	同	同	同	
品目	同	肝油三分九厘二匁	同	同	同	同	
一人量	胡麻五才一斗五升	合煮物	同	同	同	同	
計數量	漬物	莢豌豆五十匁	同	同	同	同	
調理別	燒着鮭	味噌汁	同	同	同	同	
品目	十五匁	千瓢二匁	同	同	同	同	
一人量	四五、〇〇〇匁	油揚五匁	同	同	同	同	
計數量	煮豆大豆四匁	二匁五才	同	同	同	同	
調理別	漬物	煮物	和物	煮豆	煮物	同	
品目	油二匁六才	車麩三匁	豆腐十五匁	鳴豆四匁	切干	同	
一人量	澤庵十匁	莢豌豆五十匁	麻一匁	油二匁五才	油揚五匁	同	
計數量	三〇、〇〇〇匁	〇、〇〇〇	紫八匁	同	同	同	
調理別	漬物	味噌汁	味噌汁	同	味噌汁	同	
品目	澤庵十匁	油揚五匁	豆腐十五匁	澤庵十匁	同	同	
一人量	三〇、〇〇〇匁	二匁五才	麻一匁	三〇、〇〇〇匁	同	同	
計數量	付	七五	紫八匁	同	同	同	
調理別	煮付	味噌汁	味噌汁	同	味噌汁	同	
品目	鰹節四匁	卵花	甘薯十匁	同	同	同	
一人量	醤油一才九合	同	同	同	同	同	
計數量	三六〇匁	同	三〇、〇〇〇匁	同	同	同	

病者

に隨從し午前十時入廳せられたり、其時監獄に於ては正門を開き、各課所長各教誨師を始め看守長、部長、並に事務看守等は、玄關前に整列し、愛知慈惠會菊池幹事は舍生三十餘名を引卒して門前に出迎す、其他遠近の老幼門前に群集して溫容を拜せん事を爭ひ、非常に雜踏を極めたりき、千石典獄は玄關より臺下を先導して休憩室に案內し、暫時御休憩の後教誨堂に望まれたり、男監に於ては總囚を二回に女監に於ては一回に繰入れ各別の教誨あり、其狀恰も慈母の愛子に訓ゆるが如く、「先づ「各々が此二諦の教へを聞く身でありながら、こう云ふ淺間敷い姿になつたのはかく申自分が、

天皇陛下へ對して誠に申譯がない、慚愧の次第である」、との冒頭をおき、「各々が此淺間しい身になつたは自業自得で自分の身を縛つたのである、然しこれは止を得ぬとして、人間には產んで育てゝくれた親がある、その父母の心になりて考へて見よ、縱令今は此世に父母がないとしても、先立た父母は草葉の蔭で泣て居るに違ひない、昔支那の大德善導大師は、親の恩を受けて忘れたならば人の皮を被つた鳥や獸であると仰せられてある、果して各は此御言葉に對して申譯があるや否や、復た今日まで無事に日暮しの出來たのは誰の御蔭である、天皇陛下の御恩ではないか、然るに各は其恩返をしたか、此樣な淺間しい日暮しでは恩に報ゆるに仇を以てすると云ふものである、萬物の靈長と生れながら、他人より鳥獸と云はれて心持がよいか、それとも千歲の闇室も一燈之を破る、心の向け樣一つで直ちに立派な人間となれる各々は今佛前に跪いて居る、手に珠數を持ちながら、まだ改悔遷善と、心が改まらぬ樣では、甚だ殘念な次第である、縱令口先計は立派でも、眞實に心が改まらねば、駄目である、王陽明と云ふ學者は、知行合一と云ふ事を云はれて、知たのと行ふのとは同時でなければならぬ、眞實に心が改まれば何の誰は何月何日よりすつかり改まつたと、典獄殿始め諸役人に認められる樣にならねばならぬ、就ては課業も普通良民よりは二三倍多く働いて、**御上の厄介になつて居る御恩に報ひねばならぬ**」、云々と言々肺腑を刺し、いと懇ろに教誨せられたるには一人として、頭を垂れ仰ぎ見るものなかりき、南條博士又其趣意を布演し多大の感動を與へられ、全く結了せられたるは殆んど正午に近き頃なりきといふ。（同監獄報導のまゝ）

○金澤監獄追弔會

客月十七日金澤監獄に於て在監死亡者の爲め追弔會を執行せり當日は法主代理として同市別院の法要に赴かれたる慧日院連枝大谷勝信師の臨場を請ひ快諾を得たるを以て午前九時半三宅教誨師堀看守長は別院に往き迎接し連枝には波佐場管事外一名を從へ十一時監獄に入り典獄室にて暫時休憩の後典獄の先導にて教誨堂に臨まれたり、是より先き教誨堂には佛前を莊嚴に裝飾し右方を僧席とし左方を來賓及典獄以下職員席と定め在監受刑者五百四十七名を二回に分ち第一回に二百七十四名を參列せしめ準備を爲したり連枝の臨場せらるゝや先づ教務所長の訓示あり後典獄並に阿部檢事正の弔辭あり次に連枝導師にて讀經中來賓**職員の燒香**あり後ち受刑者總代として二名を燒香せしめ夫より連枝には受刑者に對し親教あり終つて女監に赴き一場の教誨ありて再び典獄室に休憩引續き教誨堂に於て第二回の受刑者二百七十三名（未成年者を加ふ）に對し前同樣の式を擧げ連枝の親教あり典獄室に於て休憩後直に歸院泉教誨師堀看守長は別院迄同道見送れり當日の弔辭左の如し

（阿部檢事正の弔辭）

維時明治四十三年十一月十七日金澤監獄典獄以下職員諸氏一同相議し本願寺連枝慧下親祭の下に明治十六年以來在監囚病死者三百九十八人追弔の典を擧行するに方り金澤地方裁判所檢事正從五位勳五等阿部義影謹て在天の靈に告ぐ嗚呼人の世に生る夢の一覺の如し或は富貴に驕り或は貧賤に陷り樂あり悲あるも其死するや一のみ一たび目を瞑すれば均しく天に歸し利害相校する所なし然りと雖とも一朝不幸にして囹圄の中に斃るゝ如きものに至りては豈に一掬の淚なくんばあらや蓋し其世に在り誤て法網に觸れ刑辟に坐す亦一時のみ夫れ人性は善なり改過遷に就くに及ばず恨を呑んで九泉の下に入る是れ忍ぶ可くんば孰をか忍ぶ可からざらんや況んや死して祭らざるの鬼となるに於ておや此時に方り職員諸氏皆て戒愼の任に膺り今や復た在天の靈を祭り以て克く終始せんとす固に聖代の美事なりと謂はざる可ら

す在天の靈尚くは來り饗よ

明治四十三年十一月十七日

金澤地方裁判所檢事正從五位勳五等　阿部　義彰

（加藤典獄の弔辭）

維時明治庚戌の年十一月十七日當監死亡者の靈に告く

汝等生を天地の間に稟け殊に萬邦無比の皇民となり明治聖代の仁政に浴す光榮豈ふるに物なし然るに悲哉心猿内に動き意馬外に狂ひ誤て犯罪受刑の悲運を招き多年天賦の自由を拘束せられ而も不幸病魔の犯す處となり醫藥看護厚く意を注ぎしも遂に恢復の曙光を見す改悛追悔類りに其の勞を酬せしも未だ歸善の眞果を結ばず空く泉下の客となりしもの明治十六年以來にても實に三百九十八人の多きに及ぶ況や一掬の水一枝の華を供し死後の冥福を修する親族故舊無き物あるに於てをや人生の悲慘蓋し之に過ぎたるはなし眞に憫然の情に堪へず依て本日を卜し本願寺御遠忌御倹下の親臨を仰ぎ且つ貴賓諸彦の來駕を忝ふし森嚴莊重の式を以て茲に追弔の經營を爲す今や顯幽途ち異なりと雖も希くは懷鬱髣髴として來て斯の法味を享けよ

明治四十三年十一月十七日

金澤監獄典獄從六位勳六等　加藤肆次郎

連枝親敎の大要左の如し

本日茲に各々方に面會したるは深く喜ぶ處乍然かゝる場所にありて相會するは甚だ遺憾である各々方は種々の境遇や種々の源因によりてかゝる不幸に陷られしは深く同情に堪へませぬ各々方は明治聖代の御仁德を蒙り是の如き設備完成の所遇を忝ふせらるゝは難有次第と感謝せねばならぬ一日も早く靑天白日の身となり良民たるの本分を盡すべき人とならねばならぬ夫に就ては先づ慚愧と云ふ事が必要である自己を省みて慚ぢ愧づると云ふ精神がなくてはならぬ聖人も恥の人に於けるや大なり之を得れば聖賢之を失へば禽獸と云はれて恥ある人は聖賢にして恥なき人は禽獸と迄貶しめてある各々は今迄の行につき充分恥入りて善に進まねばならぬ慚愧すれば其心の下より感謝報恩の念が湧出する即ち我が身を恥ぢて反省すれば直に自己が知れ斯かる不埒なものを天皇陛下には一子の如く慈愛を垂れて善人になさねばならぬの思召より一方には官吏の嚴律なる戒護となり一方には敎誨師の慈愛ある敎訓となり以て此一身を改心せしむる樣御育て被下とは實に難有仕合せと深く天恩の廣大なる事を感謝する樣になりかゝる御慈悲を蒙る上は一日も早く改心し國の爲め家の爲め盡さねばならぬと報恩の念か惹起するのである。

佛敎に於ても此慚愧と云ふ事を重んじて自己の罪惡を懺悔し佛陀の慈悲を蒙り安心立命の身となり生きては皇恩に報じ死んでは來世の得脫を得る樣希望する次第である。

山形監獄　入佛式の概況

山形監獄に於ては敎誨堂の設けなかりしを以て懲役監階上に模樣替を加へ敎誨堂に充てんとし昨四十二年十月中より工事に着手し本年十月を以て竣功の處大谷派本願寺より本尊寄贈せられたるを以て同月二十八日入佛式を擧行せり其概況を記せんに同日午前七時原敎務所長及伊東第二課長は假安置中なる同市七日町專稱寺に出迎ひ同七時三十分歸監し直ちに敎誨堂に安置せり是より先敎誨堂は午前七時を以て佛前を崇嚴に裝飾し同八時五十分を期し受刑者を參集せしむ一面敎務所長は導師以下を典獄は看守長監獄醫を隨ひ來賓を敎誨堂に案內す席定まるや典獄は本日を期し入佛式擧行の豫告を爲し次て敎務所長は奏樂中に佛龕の開扉を行ひ導師以下を佛前に招す導師以下佛前に端座し迦陀、讀經、和讃、回向文、御文の順序を以て勤行す讀經中典獄來賓看守長監獄醫及看守總代並に受刑者總代の燒香あり終て敎務所長は表白文を捧讀し次て典獄より受刑者に對し訓諭あり次に戶田山形地方裁判所長及檢中正代理本鄕檢事の祝辭次に敎務所長は一場の敎誨を施し全く式を終る當日の來賓は戶田裁判所長を始め岸本警察部長永井警視等三十餘名にして式後來賓には事務室樓上に於て茶菓を呈し受刑者一同には供物を分與したり當日原敎務所長の捧讀したる表白文左の如し

敬て

大恩敎主釋迦善逝、六八願王彌陀世尊、十方三世一切諸佛、三朝淨土の大師等に白して言さく

本監敎誨堂は明治四十二年十月起工し同四十三年十月功を竣ふ爰に於て大谷派本山は　本尊及佛具等を寄贈せられたるを以て本日　御入佛の式を擧行せらる吾人は現に罪惡生死の凡夫を心常に惡を念ひ口常に惡を言ひ身常に惡を行ひ唯惡を作る事のみを知りて曾て一善なし故に无始已來流轉せるのみならず膽却を經歷して生死出離の緣ある事な

し然るに
難思の弘誓は難度海を度するの大船となり無得の光明は无明の闇を破するの恵日となりたまふされば此の廣大の悲願にすがつて无上大涅槃を超證せずんば誠に以て實の山に入りて手を空しくして歸らんに似たるもの歟　緒一職を本監獄に奉して盛典に遭ひ万德圓滿なる　尊像を拜し奉るは喜びの中の喜び何事かこれに如かん此機を大因緣として眞實の淨信を獲得し進んで在監の哀子を導き今世には天下の良民たらしめ來生には無上の幸福を得せしめんとす德薄く學少なく且小慈小悲もなきの身希くは佛の大悲哀愍攝護したまはん事を

○中央慈善協會の總會

中央慈善協會にては感化救濟事業講習の爲め各地より多數上京中なるを機とし去月三十日九段階行社にて第三回總會を開き會務會計報告あり後幹事長久米金彌顧問清浦子爵の演說あり終つて講談落語の餘興あり會同者には救濟事業に參考すべき冊子御製の和歌を記るせる短冊等を配付したり。

○白蟻の發生

近來諸處に白蟻の發生し建物に及ぼす被害少からずとの事なるが去る頃より靜岡監獄にも白蟻の發生せるを發見したりとの報道に接せしが吾人は眞僞如何にやと報道を差控へしも今や事實を確めたるを以て十月三十一日付を以て靜岡監獄典獄富永實文氏より報告せる全文を左に掲ぐ

本月一日浦團引換に際し引換へたる夏浦團收納場所に支障を生じたる爲め一時勞役場第五房第六房に收納し本月十九日之を取除きたるに床板に腐蝕の箇所有之即日之が修繕に着手せしめたるに多數の白蟻の這ひ出たるを以て精査するに其損所は全く白蟻の被害たるを發見し爾來各房に注意中本日拘置監第三區第二十房に於て其痕跡を認めたるを以て床板を剝ぎ之を檢したるに表面何等の異狀を認めざりしも內部は既に其被害を蒙り腐蝕し居るを發見せり當監監房は何れも松材を使用し居り其被害の各所に蔓延し居るに於ては戒護上至大の困難を生ずるのみならず且危險と相認め候に付直に各方面の監房を精査せしめたるに單り勞役場拘置監に止らず懲役監に於ても其被害あるを發見致し且其被害も殆んど其全部に涉り居候狀況に有之候

○眞木監獄事務官外二氏歸朝

眞木監獄事務官は豫報の如く本月十日午前八時高安武田兩教誨師と共に無事橫濱に投錨親族知已の出迎を受けて上陸し更に一家族及知已の一行と一旦西村旅館に入り少憩の上正午時橫濱發午後一時八分新橋に着し多數集へる知人に出迎へられ健康を祝し合ひ直に自邸に入れり、右につき監獄局並府下監獄典獄は發起人となり三氏歡迎の宴を張らんとせる折柄立石山川兩氏の典獄に昇進有馬淸水石井三典獄の榮轉せるを以て其送別會を兼ね本月十七日麴町區富士見町の富士見軒に送迎の宴を催したるが會同者八十名頗る盛會にて席上藤澤氏の挨拶小山監獄局長の卓上演說眞木武田兩氏の謝辭有馬氏の新任榮轉の諸氏を代表せる挨拶ありて驩談に時の移るを知らざりし。

各地通信

○樺太たより

（樺太事情一班）

樺太分監設置以來典獄の巡視としては創始の三池氏の巡視ありたるも同地の事情を調査する邊としてもなかりし由なるが去る頃同地を巡視したる關典獄の其筋へ報告したるものは頗る其事情の一班を知るに足るを以て左に轉載して同地一班事情を紹介す

一、地勢及氣象

當島は北五十緯度を限りて露領に界し東方は「オホツク」海の渺茫たるに面し西は間宮海峽を隔てゝ西比利亞大陸に對す南は西能登呂中知床の二岬突出して亞度灣を擁し宗谷海峽僅かに四十餘浬を隔てゝ北海道宗谷岬と相對す地形南北に長く約百二十里に及ぶも東西幅員は最も廣きも四十里內外最も狹きは僅かに八里に滿たず其面積二千二百餘方里にして九州より稍小に臺灣よりは稍大なるものにして地勢は一般に緩穩にして嶮峻の地少なく其高峻の地と稱する國境附近に於て尙四千尺に超

へずと云ふ而して分監所在地たる豊原は舊ウラジミロフカと稱し大泊港を距る約九里本島三大原野の一たる鈴谷原野の中央に位し新市街地は東西約十三町南北約十四町土地高燥にして一面山脈に接し三面廣濶なる殖民原野なりとす又出張所所在地なる眞岡は西海岸に於ける唯一の不凍港にして後方一帶山丘を負ひ前面海に臨み西岸一帶漁地の策源地なりとす故に地勢其他の情況より觀るに本島に於ける眞岡は北海道の小樽港にして他の豊原は札幌大泊は函館と云ふが如き感あり氣象は元來本島の位置、地形及海流等の關係に依り氣候に著しき變化あり夏季は比較的溫暖なるに拘はらず冬季は著しく寒冷にして年平均溫度甚だ低く眞岡の華氏三十八度を最高とし其最も低きは敷香（東海岸北部支廳所在地）の二十九度なりとす而して概ね南西部より北東部に向ひ溫度遞降す各地を通じ最も寒きは一月にして内部平原地は氷點下四十度以下に降り最も暑きは八月にして九十一二度に昇ることありと云ふ。

二、戸口及風俗

本島四十一年末統計に據るに戸數六千三百二十にして人口男一萬四千三百七十七人、女一萬千五十九人計二萬五千四百三十六人にして其原籍別は北海道殖んど其三分の一を占め青森、新潟、秋田、山形は各二百戸以上富山、岩手、宮城、福島は各百戸以上東京、茨木、山梨、愛知、福井、鳥取は各五十戸以上にして全く渡來者なき府縣なし外國人は露國人最多く四十七戸百八十二人にして朝鮮人、清國人、土耳古人順次之に次ぎ計六十九戸二百三十六人なりとす。

土人は「アイヌ」人最多く二百八十一戸千五百九十七人にして「オロチヨン」人「ギリヤーク」人「トングース」人「サンダース」人順次之に次ぎ計三百六十三戸二千五十二人とす。

夫れ斯の如く本島には東亞及東歐の人種棲息し各其固有の風俗を爲せしも近來稍く異人種間の結婚行はれ人情風俗に於て混同せるもの少からず試に其結婚狀態を聞くに概ね左の如しと云ふ。

一、男日本人　女アイヌ人
二、男露國人　女「ギリヤーク」人
三、男土耳古人　女アイヌ人
四、男「ギリヤーク」人　女「オルチヨン」人
五、男朝鮮人　女アイヌ人

此他種族を撰ばずして濫りに結婚するものなしと雖も其歳月を經るに從ひ其交際上漸次密接の關係を生じ既に日本人と「アイヌ」人との間には第二回以上の混生兒を見又露國人と「ギリヤーク」人との混生女にして露國人と結婚し第二回混生子を擧げたるものあり而して是等の人種は悉く雜居するにあらずして外來人種を除き土人は各其部落を異にし只「ギリヤーク」人と「オルチヨン」人とは殆んど雜居の有樣なりと云ふ而して今少しく本邦人外國人及土人に就き以下其狀態を細說せんとす。

一、本邦人内地各府縣人は概ね在住し其鄉地に依りて風俗習慣等一樣ならず元來本島は南地と氣候風土を異にするを以て露領時代の遺風に依り或は寒國に必要なる方法を採り多少特種のものなきに非らざれども未だ固定せる風習を爲すに至らずと云ふ而して占領以來競ひて渡島するもの概して一攫千金を夢み空拳巨萬を燒倖せんとするの徒輩なれば或は漁業に或は商業に若くは農工業に着手すと雖も孰れも目前の利のみに汲々とし屢々其職業を換ゆる等着實其業に從事するもの少なきものゝ如し住民中殊に多數を占むるは北海道在籍者にして漁業農業に從事する最者も多く其他東北地方の漁業者は漁期來住するのみ之に次ぐは北越及京阪地方に於ける商人にして比較的着實の風ありと云ふ。

家屋は大泊、豊原、眞岡等の如き市街地のものは概ね三十八年以後の新築らしく其初多くは和洋折哀の一階又は平家造の板圍柾葺又は亞鉛葺等の輕便なるものなりしが四十一年頃より以後に係る建築は重に壁付にして稍堅牢なるのもあり石造煉化造は極めて少なく日本造茅葺の如きは殆んど之を見當らず而して内部の構造は疊障子襖戸を用ひ或は西洋戸絨緞を用ゆる等内地と異なることなし冬期は露國式の暖房器を設け一般の住民は鐵板製又は鑄鐵製の暖爐を据付くるを常とす部落に存在する家屋は皆て露人の住みたるものにして所謂露國式丸太造なり。

衣服は內地と大差なきも男子は多く洋服仕立を用ゆるものゝ如し蓋之は防寒に適せるのみならず勞働に便なるが爲めならんか冬季は毛布防寒靴を穿つもの多く又防寒用として羊皮犬皮等の外套を爲し又首卷を爲す冬季に於ける本島住民は身體全部殆んど獸皮を以て蔽はれ又蓄髯の風大に流行し馬車追も亦美髯公ありと云ふに至りては驚かざるを得ず服裝の常に贅澤に流るゝは新開殖民地の免れざる處なるも殊に官吏、公吏等に於て甚しく此點に關しては分監職員も亦此渦中にあり是か戒飭は訓示中の第一節目と爲したり。

食物は內地と同樣米穀を常用とするも既に馬鈴薯雜穀類の產出も逐年增加するの傾向あるを以て農村の食料を充すも近きにあらんか牛豚は舊時代の如く多數ならざるを以て市街の需要を充すに足るのみ蔬菜類は夏期は本道產及北海道輸入品を以てするも冬期は一般に不足を告ぐるを常とすと云ふ分監に在りては既墾附屬地あり又貯藏室あり他に供給を仰がずして經理し居れり魚類は豐富なりと雖も冬期は僅かに「コマイ」（根室港內にも產す）と稱する一種の小魚あるのみなれば乾魚鹽藏若くは鑵詰類を用ゆと云ふ其冬期氷上に於ける「コマイ」漁は亞庭灣內の一奇觀にして氷上處々に穴を穿ち一ヶ所に網の一端を投じ漸次穴より穴に曳きて小形の曳網を以て厚さ三尺に達する氷下に來るを漁すると云ふ乘合馬車は市內又は豐原眞岡間の交通機關とし四輪車にして幌あるものとなきものとあり橫に背を合せて乘るあり前後に面を合せて乘るあり其構造一樣ならず冬季は總て馬橇を用ゆと云ふ其速力早く輕快なるは蓋北海道と一ならんか。

越年中は西海岸の一部を除き他は氷結の爲め航海杜絕するを以て人氣一般に鎖沈し商業の如き殆んど活氣を呈せず市街地は遊蕩酒色に流るゝ弊あり各部落は冬期中自家薪材伐採の餘暇木材等の伐採運搬等に從事せり斯くて冬營期を過ぎ陽春四月に至れば多數の漁夫渡來し西海岸より亞庭灣に鰊集來の聲を聞くに及で本島は一時に活氣を呈し來れりと云ふ其鰊群來の場合の如き

或年或場所の如きは沿岸全く鰊を以て覆はれ老若男女爭ふて馬車を淺瀨に輓入れ鰊を掬ひ取りしことありしと云ふ蓋內地人の夢想し能はざる所の狀況ならんか。

一、外國人、露國々籍を有するもの、多數は刑餘の民及其家族にして支那人朝鮮人は主に日露戰爭前露國漁業家に傭入れられ其儘殘留せしものにして西海岸眞岡附近に居住し漁業昆布採取木挽其他の勞に從事すると云ふ。

食物は麵麭牛肉牛乳及自製の牛酪等にして鰊鮭鱒の如きも鹽漬として年中之を食し居れり。

家屋は丸太を積み上げたる建築なれば防寒の點に至りては日本家屋の到底及ばざる所なり殊に採暖の「バーチカ」は朝夕二回の焚火を爲せば室內は猶終日五六十度の暖氣を保つことを得べしと云ふ。

生活狀態は農家は先づ起床後牛乳の搾取を爲し朝食後春秋は牛馬を放牧地に追ひ之を監視し冬期の飼料たる牧草は舉家野に出て之が刈入に全力を注ぎ又地方に依りては狩獵に從事するもの多しと云ふ露人は概して酒を好み苛性なる酒精に水を混和し飲料とすと云ふ故に彼等は常に胯りて曰く露人は強裂なる酒を嗜み辛酷なる煙草を好み從て強固なる意志を愛すと。

一、土人本島土着の所謂樺太「アイヌ」は多く東西兩海岸に集合して部落を爲し北海道「アイヌ」は多く本島の南部に散在し居り衣服は北海道の如く木皮を材料としたる「アツシ」布を製せず、樺太「アイヌ」は草麻の纖維にて織り袖なく袂なし模樣は全く相對的にして中心線より左右都て相等しく木綿糸等にて或は唐草模樣或は格子樣に概して縫付ありと云ふ。

食物は鱒鮭及米にして此等缺乏したるときは山百合の根を食とし又種々の鳥類をも食す又海豹の油を貯藏し食事には必ず之を用ひ米飯を食する場合にも之を注加するを常とすと云ふ。

家屋の材料は丸太を以て柱又は梁とし欅松の皮を以て板の代用とせり家の中央には數個の爐を

設け食物調理の用に供せりと云ふ。

「アイヌ」特種の運搬用具として有名なる大橇は彼等冬期之に乘りて積雪上を自由に往來す橇は先導、大曳、大橇竿曳綱足橇より成り橇の長さ約十尺幅一尺五寸の細長形のものにして之に跨りて乘るを常とす御者は其前に乘り鏑の如きもの、附しある長さ四尺許りなる二本の棒を橇下に交叉し堅く之を支へて疾走の際緩急の度を計り之を叩きて合圖と爲し又は之を止むるとき之を雪中に衝入するものなりと云ふ犬は曳犬として特に飼養するものにして通常十二頭を以てし先導犬は最も重要なるものにして曳犬を導き且監視す其御者の言語を悟り動止徐疾總て意の如くならざるはなしと云ふに至つては實に賞歎せざるを得ず特に旅行中大吹雪起り積雪數尺に及び熟練の御者すら容易に通路河川氷海等を識別し能はざるも先導犬は常に一定の導路を走りて毫も誤ることなく又積雪曳犬を沒するに至れば彼曳犬は互に環狀を作り乘者を包擁して雪中に一夜を明すことありと云ふに至ては更に驚歎せざるを得ず。

「アイヌ」以外の土人狀態に至ては大同小異なるを以て省略す。

三、教育及宗教

露領時代に於ける本島の教育事項を聞くに多少其施設經營に力を盡したるもの、如く相當の經費を投じ視學官を置き優良の教育者を任じ監督施設し來れりと云ふも詳細なることを知るを得ざりき其明治三十八年本地一半の我領有に歸するや移民の渡航日に月に增加し教育機關の施設を促し三十九年以降漸次大泊、豐原、眞岡三市街地に小學校を設置し其他の地方に在りては補助の下に私立簡易教育所を設置せられたり而して三市街地に於ける狀況は校舍と兒童の關係に依り多くは二部編制授業を行ひつ、ありと云ふ。

本島在住兒童の本籍は各道府縣に渉るを以て言語

風俗習慣を異にし且入學退學頻繁なるを以て教授訓練の統一上困難を感すること尠からず又市街地以外にありては補助の下に二十校の私立小學を見るに至れりと云ふ。

宗教は露領時代に在りては流刑殖民の政策を執りたる爲め非常に重きを置きたるか如く各所に監獄寺院を設け又は普通寺院若くは教會堂を設置し希臘正教の布教に努めたるもの、如し邦領に歸せし以來は佛教徒卒先して布教に從事し各所に說教所寺院等を設置しあり信徒の最も多きは曹洞宗にして本派大谷派の兩眞宗之に次くと云ふ。

四、物價及勞銀

豐原市街に於ける重なる需用品の價格は凡を左の如くにして一般冬期は米味噌醬油石油等は騰貴し薪炭類は下落を常とすと云ふ。

種目	單位稱呼	價格	種目	單位稱呼	價格
白米	一俵(四斗入)	八二〇〇	石油	一鑵	二五〇〇
精參同	同	五二〇〇	牛肉百	匁	〇四五〇
粗參同	同	三二〇〇	鷄卵一	個	〇〇七〇
馬鈴薯	同(六貫入)	二五〇〇	薪	一	二〇〇〇

醬油	一	升	〇四五〇	木炭	十貫目	〇五〇〇
鹽	一	斤	〇〇九〇	清酒	一升上	〇五〇〇
味噌	一貫目		〇四五〇	角材	尺占	七〇〇
砂糖	一	斤	二三〇	板材	一	二〇〇
粧	一	把	〇四〇〇			六〇〇
宿泊料	一泊 特		二〇〇〇	下宿料	一ケ月	一五〇〇
	上		一五〇〇	湯錢	一回	〇〇四〇
	中		一二〇〇	理髮料	同	〇二五〇
	下		〇九〇〇	髯剃	同	〇一五〇

但宿泊料は中等旅館の調査なり

勞銀は一般夏期は高く冬期は安きを普通とすと云ふ而して時期と場合とに依り高低は免れざるも今左に平均を得たるものを掲ぐ

大工	左官	木挽	屋根葺	疊刺	石工	杜氏	日雇人夫	漁夫	下女
一、三〇	一、三〇	一、〇〇	一、三〇	一、三〇	二、〇〇	七〇〇	〇、八〇	〇、八〇	月四〇〇

五、犯罪

如上數項に於て縷述せし情況の下に於て如何なる犯罪を多く釀生するやを觀察するに四十一年統計の示す處に依れば總計數二千二件の內に在て十件

以上を發生せしもの順次列擧すれば左の如し

窃盜罪犯	四百四十件
漁業法違犯	百四十六件
賭博犯	百十三件
詐欺取財犯	五十九年
樺太漁業締取規則違犯	四十五件
毆打創傷犯	二十件
關業醫師取締規則違犯	二十件
官林盜伐	十九件
橫領罪	十五件
樺太諸營業取締規則違犯	十四件
私書僞造行使犯	十二件
失火罪	十二件

等なりとす而して之か檢擧不檢擧の狀況を見るに

罪名	檢擧數			不檢擧數		
	件數	人員		件數	人員	
		男	女		男	女
窃盜	二一四	八六	七	一四七	一二四	六
漁業法違犯	一四六	九九	一	一〇	一〇	一
賭博犯	一〇六	六九	五	七〇	九二	一三
詐欺取財犯	五二	四〇	七	七	八	一
樺太漁業取締規則違犯	四四	五四	一	一	一	

倘今回の巡視に就ては分監及出張所と所在地各官公衙の連絡親密を計り彼此一層の効果を得たりしは特に自信する處なり。

毆打創傷犯	一九	四	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
關業醫師取締規則違犯	二〇	二〇	一	二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
官林ノ盜伐	九	二九	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
橫領罪	一四	一〇	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
樺太諸營業取締規則違犯	一四	一四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
私書僞造行使	一二	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
失火罪	一一	七	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

○平壤だより

大西秋潮

露凝つて霜と化す、刻下日を追ふて寒烈さを覺ゆるの候、畏友益々御多祥祝賀此事に御座候。眼界の風物枯凋季を同ふし、僅かの緣樹此の間に樹つて悵然たるは朝鮮昨今の悲觀測に御座候。然雖、業に併合の實を擧げたる此の地、由來往昔の盛時を夢み、現世の衰頽を歎ずるは、所謂隴を

得て蜀を望むに等しく、萬國僉史趾之れあらざるなし、今や新付の民千三百万餘を有し、廣茅の沃野將に入万二千方英里と算ふるの鮮土は、列强に覇を競ふ日本帝土に合し、海に陸に豊饒なる產物は將に開明人士の手に依つて開拓せられんとし、幾何ならずして殖產實を擧げ、世の事業家をして垂涎措く能はざらしむるに至るべく、國家の財源亦た滾々として涌出するが如きに至つては、吾人玆に朝鮮の將來を想ひ快哉の念禁ずる能はざる次第に御座候。

萬物の風景に憧れたる奢侈遊惰の民は曾に山水明媚の地を愛し、四季順を成して花の艶麗なるを賞し申すべくも、扨は婦女子の行ひにして、壯男子立脚兒の望む處に之れ無く候。

此の地今や結氷の時季に遭遇し、活世界も將に自是三四箇月は萬事休焉の狀態に陷り申べく候、併し此の眠に就かんとする時季は一面活動の要素を含み又手耽想も爲めに無用かと存じ候。

併合後の施政急を要すべき事多々之れあるは、敢て言ふの愚なるべきも、吾人の鄙見は輒ち、風俗の均一を欲し、教育の實を奏し、宗教の是念を特發せしむる事等先づ緊切議にあらざるかと被存候。

善を嘉し惡を憐むは道德の根本義にして、國家本位も亦た玆に放るべからざる脈條かと存じ候、社會は曾に罪惡の徒を忌避し全然之を納れず、恒に圈外に置くことの奈何にも遺憾の事と被存候も、扨は一般的人情の然らしむる處、吾人の敢て之を伴せよと言ふに非らざるも、一步高潔の氣象に或は思情に訴ふれば、吾人等の職に就けると否らざるとを問はず孰れも同一軌ならざるべからず、反つて惡を憐むの情切なるを思ひ浮ぶべく乎と存じ候。

由來鮮人の懶惰にして職を欲せず、法又た何物たるを解せざるに於て恒に他物を誘取するを、殆んど本能的とし、或は遺傳となり居れるを、是れ既往に於て國勢が生存に汲々たるを要せざる所以に存ずるも、亦た一方此の陋習を打破すべき機の無かりしにも因るべく存じ候。

明治世紀の政體を戴くに至りたる朝鮮は、叙上の陋習を打破すべきの革命期にして、將に頂上の一針たる感なくんばあらず、將來內地人と混淆し、克く渾てに打捉つことのありや、否、甚だ疑ふべくも、要するに此の國民の自是益々苦痛を感するは生存上の競爭に依りて、餘義なく惰眠を醒すべく、然らずんは遂に援ふ能はさる狀態に陷り申べくと存じ候。

百聞は一見に如かず、社會狀態を最も簡徑に知悉せんとせば、先づ監獄の參觀を以て一班を窺ふを得べく、夫れかあらぬか、過般英國大使の此の地を過ぎれるに當り、停車場より直に俥を驅つて當監獄に參觀せられし事、吾人其の卓想に一驚を喫し候、今や併合日猶は淺く、監獄の施設遇囚に迄及ばすの到底不可なるを想ふも、加も大使一行の參觀に際して、克く機に適し、內外人の拘禁も其の均を得たるとの語は、吾人誇りとするに非らざるも些か得意とする處なきにあらずと存じ候。

生活難を訴へ、齷齪の度を加ふる毎に道德は破壞せられ人倫亦た頽る、即ち將來の監獄の繁昌を想ふて到る處の監獄は增築に新築に工を急ぎつゝあるを、吾人轉た膽を寒ふするの感なくんばあらざるも、是れ亦免れ難き現象と言ふを得べく、近き將來行政の整頓に近づくに追ふて從つて夥しき犯罪者の檢擧せらるべきは、吾人既往の實見に依つて證とする處に御座候。

朝鮮の地鴨綠江を以て支那と對す、即ち隣友の人種來り棲み、到り商ふ者最も多きを、監獄も亦た鮮人に止まらず支那人の犯罪者時に拘禁するあるを見るの今日、人情、風俗、言語全然相通せず、所遇亦た困難なるは內地のソレに比し、其の實を擧ぐる爲め腐心するの度は殆んど想像以外に御座候。

二箇國語の通譯を要する監獄の時々隔靴搔痒の感あるを知るも、奈何んせん初期時代の今日萬全を期するは到底望むべからざるも漸進急捗の方針に據るの外詮術は無之と存じ候。

吾人等將來の活動は、亦將來に於ける吾人等の活

動に俟つて企圖せらるゝを、今や初期時代の監獄に吾人は囚者の父兄となりて、之を哺育し、再生の健兒を產み出さんとす、其の負える職の重きこと克く盡くせるかを疑ふも、蒼天の與ふる職に向つて忠實に之を履行せんとするの外餘念之れ無きを。

聊か時感を叙んとして不文稿を成さず然かも省るの遑なく亂筆の儘摑草致し候。草々

○新義洲便り

山田生

秋天高く澄んで肥馬いなゝき人心自ら浮氣立ちいと長閑に相成申候當地も母國の輸入かは知らねとも不景氣の聲至る處に頻々として起り一般の商況も一向振ひ申さず候扨て當地も日韓合併の發表と同時に從來の統監府理事廳は廢廳と相成り義州より義州府移轉致し府尹には前新義州理事官深川傳次郎氏任命せられ部下の屬官亦已に其部署につき官制發布後混沌たりし各官廳は今や漸く陣立を整ひたるに似たり如何なるの手段方法より行政を新府の民に敷くかは今日以後より新政に謳歌せしむると否とは實に重大問題也と云はざる可からず候合併發表と同時暴徒諸處に起らんと豫期し居りたるに案外暴民も起らず無事平穩に御座候是と申すも我日本天皇陛下の御慈仁深きに基因するものと云はざる可からず今回の大赦令に依り韓國內の犯罪人の出獄數は七百七十六名の多數に及び新義州分監に於てさへ三十名の大赦の恩典に浴し申候彼等は皇典の難有さに感涙に咽びたる樣相見へ申し本日は併韓後の第二の祭日也朝來彼等朝鮮人の矮屋に日章旗の飜るを見る實に痛快に堪へず候先は合併後の朝鮮の狀況大略如此に候。

法令

司法省訓令第四號　明治四十三年十二月六日

監獄

明治四十一年九月司法省訓令第七號假出獄及び假出

場に關する取扱手續第七條ヲ削除ス

司法省訓令第五號　明治四十三年十二月十日

監獄

假出獄者行狀調査簿別紙の通相定め明治四十四年一月一日より之を施行す

但別紙は別に頒布す

（別紙）

假出獄者行狀調査簿

罪名犯數		犯本籍地	
刑名刑期		住現地	
釋放	明治　年　月　日	氏名	
刑期終了	明治　年　月　日	年齡	年　月　日生
監督警察官署		保護者住所氏名	

假出獄者行狀調査簿　何監獄

年月日	行狀ノ良否及ヒ勉否	職業ノ種別生活ノ狀況	親族トノ關係	其他ノ事項
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				

備考

（記載例）

行狀ノ良否等ノ各欄ハ假出獄取締細則第十四條ニ依リ監督警察官署ヨリ六月毎ニ通報アリタル調査書ノ要領ヲ登載スルモノトス

備考欄ニハ居住地ノ異動來信及通信教誨ノ要領等ヲ記載スルモノトス

司法省訓令第六號　明治四十三年十二月十九日

監獄

監獄禮式左ノ通定ム

監獄禮式

第一章　總則

第一條　監獄官吏制規ノ服裝ヲ爲シタルトキハ本式ニ依リ敬禮ヲ行フモノトス

第二條　禮式中上官ト稱スルハ指揮監督ノ職權ヲ有スル官吏ヲ謂フ

上級官職ニ在ル監督官吏及現ニ監督ノ任務ヲ行フ上級官吏ノ前項ニ準ス課所員ノ其ノ課所長ニ對スル亦同シ

第三條　職務執行ノ爲メ已ムヲ得サル場合ノ外上官ニ對シテ敬禮ヲ行ヒ上官ハ之ニ答禮シ同班者ハ互ニ敬禮ヲ交換スヘシ

敬禮ヲ行フトキハ通常受禮者ノ答禮ヲ待テ舊姿勢ニ復スルモノトス

二人以上ノ上官ニ對スル敬禮ハ先ツ最高級ノ人ニ對シテ之ヲ行ヒ次ニ他ノ上官一同ニ對シテ之ヲ行フヘシ

上官ノ答禮ハ場合ニ依リ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾ケ且注目ニ止ムルコトヲ得

第四條　官等等級ノ識別ニ困難ナル場合ニ在リテハ先後ヲ論セス互ニ敬禮ヲ行フヘシ

面識アル上官ニ對シテハ其ノ着服ノ如何ニ關セス敬禮ヲ行フモノトス

第五條　敬禮ヲ受ケタルトキハ何人ニ對シテモ之ニ答禮スヘシ

第六條　「君が代」ノ奏樂ヲ聞クトキハ其ノ間姿勢ヲ正スヘシ

第七條　皇族、正式勅使ニ對シテハ特別ノ式アル場合ノ外天皇ニ準スル敬禮ヲ行フヘシ但皇族軍職ヲ奉シ部隊ヲ統率スルトキハ此ノ限ニ在ラス

外國ノ君主、攝政、大統領又ハ皇族ニ對スル敬禮ハ公式ノ場合ニ限リ前項ニ準ス

第八條　內閣總理大臣、各省大臣、大臣ノ禮遇ヲ受クル者又ハ外國使節ニ對スル敬禮ハ上官ニ準ス外國ノ君主、攝政、大統領又ハ皇族ニ對シ公式ノ場合ニ非サルトキ亦同シ

第九條　儀式祭典ニ參與シ又ハ整列スルトキハ其ノ式典ノ爲ニスル敬禮ノ外式ノ執行中敬禮若クハ答禮ヲ爲ササルモノトス

第十條　職務上上官ニ隨從スルトキハ其ノ人ニ於テ敬禮スル場合ノ外敬禮スルコトナシ

在監者ノ護送及ヒ外役戒護其ノ他特別ノ注意ヲ要スル職務ニ從事中ノ者亦敬禮ヲ行フ限リニ在ラス

操練及點檢中ハ敬禮ヲ行ハサルヲ例トス

第十一條　敬禮ヲ別テ室內ノ敬禮、室外ノ敬禮トス

居室、事務室、應接所、教誨場、教誨等ノ室內トシ廳下、階段、炊事場、監房、工場、汽車、電車內、甲板、端舟運搬物所公廷內等ノ室外トス

御宮殿ニ對スル禮拜其ノ他ノ拜神ハ室內ノ敬禮トス

第二章　室內ノ敬禮

第十二條　室內ニ入ルトキハ室外ニ於テ脫帽スヘシ但下班ノ者ノ室內ニハ脫帽セサルモ妨ケナシ

參內及參殿ノ節ハ昇殿ノ際ヨリ脫帽スヘシ

第十三條　室內ノ敬禮ハ敬スヘキ人ニ面シテ直立シ姿勢ヲ正シ眼ニ注目シテ體ノ上部ヲ少シク前ニ傾クルモノトス帽ヲ手ニスルトキハ右手ニ其ノ前庇ヲ摑ミ內部ヲ右股ニ對セシメテ之ヲ垂直ニ提ケ右手ヲ垂下シ刀柄ヲ前ニシ其ノ鞘ヲ押ヘ佩刀セサルトキハ左手ハ之ヲ垂下スヘシ若シ物品ヲ兩手ニ携フルトキハ其ノ儘姿勢ヲ正シ一手ニ携フルトキハ右手ニ帽ヲ垂直ニ提クヘシ

第十四條　陛下ニ拜謁スルトキハ御室ニ入リ一タヒ敬禮シ更ニ玉座ヲ離ルルコト約六歩ノ所ニ進ミ二タヒ敬禮ヲ行ヒ其ノ儘二三歩退歩シ右回轉ヲ爲シ御室ノ出口ニ於テ三タヒ敬禮シ然ル後退去スヘシ但特別ノ式アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十五條　上官ノ居室ニ入ラントスルトキハ戶ヲ敲キテ許諾ヲ得其ノ室內ニ入リテハ直立シ來意ヲ告ケ指揮ヲ待クヘシ

上官前進ヲ許ストキハ其ノ席ヲ離ルルコト約三歩ノ所ニ於テ敬禮ヲ行フヘシ上官二人以上ナルトキハ第三條第三項ノ例ニ依ル

其ノ居室ヲ去ルトキ亦同シ但在室者ニ主客ノ別アルトキハ先ツ主タル者ニ敬禮ヲ行フヘシ

第十六條　官記、位記、勳記、辭令書ノ類ヲ受クルトキハ授與者ノ席ヲ離ルルコト約三歩ノ所ニ於テ敬禮ヲ行ヒタル後適宜ニ前進シ帽ヲ左腋ニ挾ミ右手ヲ以テ拜受シ左手ニ副テ披見シ直ニ之ヲ收メ之ヲ左手ニ帽ヲ右手ニ移シ原位ニ復シテ再ヒ敬禮ヲ行ヒ退去スヘシ

第十七條　上官ヨリ書類其ノ他ノ物件ヲ受ケ或ハ之ヲ上官ニ呈スルトキハ前條ノ法ニ準シ右手ヲ以テ之ヲ受ケ收ハ之ヲ呈スヘシ返簡又ハ領證等ヲ受クヘキトキハ原位ニ復シテ之ヲ待ツヘシ

第十八條　上官ヨリ命令、諭告等ヲ受ケ或ハ上官ニ陳述ヲ爲スニハ第十五條ニヨリ敬禮ヲ行タル後適宜ニ前進シ之ヲ承ケ或ハ陳述シ其ノ場ヲ退去スルニ臨ミ原位ニ復シ再ヒ敬禮ヲ行フ者トス

第十九條　上官居室ニ來ルトキハ起立シ敬禮ヲ行フヘシ敬禮後ハ其ノ關係アル者ヲ除ク外着席シテ各其ノ事ニ服シ上官居室ヲ去ルトキ復タ敬禮ヲ行フヘシ

前項ノ敬禮ハ上官ノ先導者ニ於テ氣ヲ付ケノ注意ヲ加フヘシ若シ先導者ナキ場合ハ上官ノ入來リタルコトヲ最初ニ知リタル者ニ於テ注意ヲ行フヘキモノトス

會議室、教場、教場、其ノ他場內ノ整理ニ任スル者アル室內ニ於テハ前項ノ注意ノ整理ニ任スル者之ヲ爲スヘシ

看守教習所ニ於テ授業中ナルトキハ教官ノミ敬禮ヲ行ヒ第一項ノ敬禮ヲ省畧セシムルモ妨ナシ

第二十條　同班又ハ下班ノ者居室ニ來リ敬禮ヲ行フトキハ同班ナレハ起立シテ敬禮シ下班ナレハ其ノ儀答禮スヘシ

第二十一條　室內ニ於テ職務上ニ關スル用務ヲ談スルトキハ下班ノ者ハ椅子ヲ離レテ立ツ姿勢ヲ正スヘシ但上官許可スレハ着席スルモ妨ケナシ

第二十二條　上官下班ノ者ノ居室ニ入リ其ノ敬禮ヲ受ケタルトキハ唯之ニ注目シ答禮ノ意ヲ表スヘシ

第二十三條　宴會集會等總テ公會ニ於テ上官ト同席スルトキハ上官ヨリ先ニ椅子ニ倚リ又ハ食卓ニ就キ若クハ之ヲ離レ又ハ喫煙スルコトナキヲ禮トス

上宮ヨリ宴會等ニ招カレ其ノ參着及ヒ退散ノトキハ佩刀シテ挾拂スルヲ禮トス

第三章　室外ノ敬禮

第二十四條　室外ノ敬禮ハ舉手注目トス其ノ法ハ敬スヘキ人ニ面シテ直立シ姿勢ヲ正シ右手ヲ擧ケ諸指ヲ接シテ伸テ食指ト中指ヲ帽ノ前庇ノ右端ニ當テ掌ヲ稍外面ニ向ケ肘ハ之ヲ前ニ斜ノ方向ニ其ノ高サヲ肩ニ齊シクシ受禮者ノ眼又ハ敬スヘキモノニ注目シ若シ物品ヲ兩手ニ携フルトキハ其ノ儀姿勢ヲ正シ一手ニ携フルトキハ右手ヲ擧クヘシ

佩刀ノ取扱ニ付テハ第十三條ニ同シ

第二十五條　停止間ニ於テ上官其ノ許ニ到リ又ハ上官其ノ傍ヲ通過スルトキハ之ニ面シテ敬禮ヲ行フヘシ

第二十六條　上官ノ許ニ到リ若クハ其ノ傍ヲ通過シ又ハ上官ニ行過ヒタルトキハ之ヲ距ル約六歩ノ所ニ於テ停止シ之ニ面シテ敬禮ヲ行フヘシ

第二十七條　途上ニ於テ行幸ニ遇フトキハ前驅ノ稍前ヨリ道路ノ一側ニ於テ車駕ノ通路ニ面シテ停止シ車駕約六歩前ニ近ツクトキ目迎シテ敬禮ヲ行ヒ約六歩過去ル迄此ノ姿勢ヲ保チ且目送スヘシ

前項ノ場合ニ於テ馬上ニ在ルトキハ其ノ馬ヲ駐メ正面シ道路狹隘ニシテ之ヲ爲シ得ヘカラサルトキハ轡ヲ緤メテ馬首ヲ擧ケ乘車ナルトキハ下車スヘシ

汽車、汽船等ニテ通御ノ際亦前項ニ準シ敬禮ヲ行フヘシ

第二十八條　隊伍ヲ成セル監獄官吏ニ對シテハ引率者ニ敬禮ヲ行ヒ且其ノ隊伍ニ注目スヘシ

隊伍ノ敬禮ヲ受ケタルトキハ其ノ引率者ニ答禮スヘシ

第二十九條　數人隊伍ヲ成セル場合ニ於テハ「氣ヲ付ケ」ノ令ニテ一同受禮者ニ注目シ引率者ノミ相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

行進中ニ在テハ「頭右(左)」ノ令ニテ列員ノ頭ヲ少シク受禮者ノ方ニ向ケ其ノ引率者ノミ相當ノ敬禮ヲ行ヒ終リタルトキハ「直レ」ノ令ニテ列員ノ頭ヲ復セシムヘシ

第三十條　葬列ニ對スル敬禮ハ柩ニ向ヒ之ヲ行フヘシ

第三十一條　上官ノ後方ヨリ進ミ行拔ント欲スルトキハ其ノ旨ヲ告ケ然ル後通過スヘシ

第三十二條　乘馬ニテ騎歩若クハ速歩ヲ以テ行進中上官ニ遇フトキハ先ツ常歩ニ移シ敬禮ヲ行フヘシ若シ後方ヨリ進ミ行拔ケムト欲スルトキハ其ノ旨ヲ告ケ然ル後騎歩若クハ速歩ニ復スヘシ但至急ノ公務ヲ帶ヒタルトキハ其ノ由ヲ告ケ常歩ニ移ササルモ妨ケナシ

第三十三條　乘車ニテ上官ニ遇フトキハ乘車ノ儀姿勢ヲ正シ敬禮ヲ行フヘシ若シ後方ヨリ進ミ行拔ケムトスルトキハ其ノ旨ヲ告

司法省訓令第七號　明治四十三年十二月十九日　　監獄

看守點檢規則左ノ通改正ス

看守點檢規則

第一章　總則

第一條　點檢ハ看守ノ人員、姿勢、服裝、給與品、貸與品及禮式ヲ檢査スルモノトス

第二條　點檢ヲ別テ通常點檢及物品點檢トス

第三條　通常點檢ハ人員、姿勢、服裝、日常ノ携帶品及禮式ヲ檢査スルモノトス

第四條　通常點檢ノ順序左ノ如シ

一　人員
二　姿勢、服裝
三　刀身
四　手帖、名刺
五　捕繩
六　呼子笛
七　禮式

第五條　物品點檢ハ給與品及貸與品ノ保存竝代料ヲ以テ給與スル物品ノ適否ヲ檢査スルモノトス

第六條　點檢ハ上席看守長點檢官ト爲リ次席看守長指揮官ト爲ル但シ倒トス

看守長一人ノ場合ニ在リテハ看守長ハ點檢官ト爲シ指揮官ハ看守部長之ヲ代理ス

分ニ、出張所ニ於テ看守長不在ノトキハ點檢官ハ看守部長之ヲ代理シ指揮官ハ順次次席者ニ於テ之ヲ代理ス

看守教習所ニ在リテハ所長點檢官ト爲リ教官指揮官ト爲ル

第七條　點檢ヲ受クヘキ人員寡少ナルトキハ第二章以下ノ規定ヲ參酌シ適宜之ヲ行フコトヲ得

附　則

明治三十年内務省訓令第二十五號ハ之ヲ廢止ス

第三十四條　上官ヨリ書類其ノ他ノ物件ヲ受ケ或ハ之ヲ呈スルトキハ第十七條ニ準シ上官ヨリ命令、諭告等ヲ承ケ或ハ上官ニ陳述ヲ爲ストキハ第十八條ニ準シ相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

第三十五條　乘馬ノ際ハ前條ノ場合ニ於テ上官乘馬シアラサルトキハ敬禮ヲ行フノ後下馬スルヲ禮トス但上官許可スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條　上官ト同行スルトキハ其ノ左側或ハ兩側若クハ後方ニ就クヲ禮トス但誘導者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十七條　狹隘ノ道路、橋梁又ハ廊下、階段等ニ於テ上官ニ出會シタルトキハ立止リテ其ノ通過ヲ待ツヘシ若シ既ニ進行中ナルトキハ便宜立戻リ上官ヲシテ已レノ通過ヲ待タシメサルヲ禮トス

第三十八條　室外ニ於テ上官ノ窓牖内ニ在ルヲ認メタルトキハ敬禮ヲ行フヘシ室内ニ於テ窓牖外ニ在ル上官ヲ認メタルトキ亦同シ

第三十九條　二人以上共ニ船舶ニ乘シ又ハ舷梯ヲ昇ラムトスルトキハ上官ヲ先ニシ舷梯ヲ降リ又ハ端舟小蒸汽ニ乘組ムトキニ限リ下官ヨリ先ニスルヲ禮トス

守部長之ヲ代理ス

分ニ、出張所ニ於テ看守長不在ノトキハ點檢官ハ看守部長之ヲ代理シ指揮官ハ順次次席者ニ於テ之ヲ代理ス

看守教習所ニ在リテハ所長點檢官ト爲リ教官指揮官ト爲ル

第七條　點檢ヲ受クヘキ人員寡少ナルトキハ第二章以下ノ規定ヲ參酌シ適宜之ヲ行フコトヲ得

第二章　通常點檢

第八條　通常點檢ハ當日服務ノ看守ニ對シ毎日之ヲ施行スルモノトス但刀身及禮式ノ點檢ハ毎點檢時之ヲ爲ササルモ妨ナシ

第九條　號令ヲ別テ點令、動令トス點令ノ明瞭ニ長ク動令ハ活潑ニ短ク發唱シ其ノ間ニ適當ノ時間ヲ存スヘシ（適當ナル時間トハ號令如何ニ動作スヘキヤノ別ニ從ヒ點令ノ後動令ニ應スヘキ時間ヲ云フ）

第十條　指揮官ハ刀身檢査ノ場合ノ外號令ノ際拔刀セサルモノトス

第十一條　點檢ノ隊形ハ通常二列横隊ニ作ルモノトス但集合所ノ地形又ハ人員ノ多寡ニ依リ一列横隊、縱隊片手間隔ノ横隊又ハ半圓形ニ作ルコトヲ得

第十二條　速歩ハ一歩ノ長サ肩ヨリ踵マテ二尺五寸ニシテ其ノ速度ハ一分時間ニ百十四歩トス

駈歩ハ一歩ノ長サ踵ヨリ踵マテ二尺八寸ニシテ其ノ速度ハ一分時間ニ百七十歩トス

第十三條　外套ヲ携フルトキハ兩肩ノ内ニ納メ之ヲ捲キ兩端ヲ結束シテ左肩ヨリ右腋下ニ馳ヘクシ

降雨ノトキハ外套ヲ著スルヲ妨ナシ但各員一定ナラシムルヲ要ス

第十四條　手帖ハ上衣ノ左上隅ニ呼子笛ハ同右下隅ニ捕繩ハ帶ノ右隱シニ納ムルモノトス

外套ヲ著スルトキハ手帖及呼子笛ハ其ノ右隱シニ之ヲ納ムルモノトス

第十五條　名刺ハ常ニ五枚以上ヲ携帶シ手帖ノ名刺入レニ納メ置クモノトス

第十六條　點檢ヲ始ムルニハ指揮官先ツ左ノ號令ヲ下シ又ハ呼子笛ノ一長聲ヲ以テ看守ヲ集合セシムヘシ

「集マレー」（若シ二列横隊ニ非ラサル隊形ヲ作ル必要アルトキハ集合ノ命令後高聲ニ之ヲ告知スヘシ）

此ノ集合命令ニテ看守ハ速ニ指揮官ノ許ニ集リ之ニ面シ大凡五六歩ヲ隔テ集合順序ニ從ヒ靜肅ニ集合スヘシ

第十七條　集合順序ハ左ノ如シ（第一圖參照）

身幹長短ノ順序ニ從ヒ約二尺四寸（此ノ距離ハ前列者ノ背ヨリ後列者ノ胸マテヲ最ル）ノ距離ヲ隔テテ前後二列ニ排列シ其ノ前後ニ立ツヘキ二人ヲ伍トシ伍ノ數ヲ各伍中長大ナル者ヲ第一列ニ置ク列ノ奇數ナルトキハ左翼ノ第二列ヲ缺夕之ヲ缺伍トス

後列員ハ正シク前列員ニ重リ同方向ニ位置ス

各列員ノ間隔ハ肘々互ニ接觸スルコトナク行進ニ當リ手ヲ前後ニ振動スルヲ妨ケサルヲ要ス（此ノ間隔ハ左手ヲ臀骨上ニ當ツ隣員ノ右臂ニ觸ルルヲ度トス）

各伍ハ第一列正面ニ在リテ右ヨリ左ニ番號ヲ附ス

列ノ兩翼前列ニ二名ノ嚮導ヲ置ク嚮導ハ看守部長ヲ以テ之ニ充ツ其ノ在ラサルトキハ上席看守ヲ以テ充ツ他ノ看守部長ハ後列ヨリ二歩ノ處ニ位置スヘシ

第十八條　集合終レハ指揮官ハ順次左ノ號令ヲ下シ列員ヲ一線上ニ整頓セシム

一　氣ヲ付ケー

此ノ號令ニテ列員ハ不動ノ姿勢ヲ取ル其法左ノ如シ

兩膕ヲ一線上ニ揃ヘテ之ヲ着ケ足尖ヲ矩形ヨリモ小シク狹ク（兩足尖ノ間隔ハ足裏ノ長サヲ以テ度トス）開キテ齊シク外ニ向ケ兩膝ハ凝ラサスシテ之ヲ伸ハシ上體ハ正シク腰ノ上ニ落チ着ケ且少シク前ニ傾ケ兩肩ヲ稍後ロニ引キ一樣ニ之ヲ下ケ兩臂ハ自然ニ垂レ掌ヲ股ニ接シ指ハ輕ク伸ハシテ之ヲ並ヘ中指ヲ褲ノ縫目ニ當テ頭ヲ眞直ニシ頤ヲ正シク保チ口ヲ閉シ兩眼ハ十分之ヲ開キ遠ク前面ノ一點ヲ直視ス

二　番號

此ノ號令ニテ右翼首位ノ者ヨリ單簡明瞭最モ迅速ニ一ト聲唱ヒツツ頭ヲ左ニ廻ハシ次位ノ者即チ二番ニ唱ヘ終リ直ニ頭ヲ正面ニ復ス斯クノ如クシテ順次末尾ニ至ル

三　嚮導三歩、二歩、四歩、五歩、前ヘー

此ノ號令ニテ兩翼嚮導ハ示サレタル歩數ヲ速歩ニテ前進ス指揮官ハ直ニ駈歩ヲ以テ右嚮導ノ右側二歩ノ處ニ立チ兩嚮導ヲ一線上ニ位置セシメ列員整頓ノ基準線ヲ作ルモノトス

四　右ヘー準ヘ

此ノ號令ニテ列員ハ三歩（二歩、四歩、五歩）前進シ最後ノ一歩ヲ縮メ少シク整頓線ノ後方ニ止マリ次ニ頭ヲ右（左）ニ廻ハシ肩ム肩ムルコトナク小歩ニテ靜ニ整頓線ニ就ク後列及押伍列ニ在ル者ハ正シク前列員ニ重ネテ距離ヲ取リ右方（左方）ニ整頓ス兩翼嚮導ハ已レニ近キ者ヨリ逐次速ニ何番後ヘ何番前ヘト呼ヒ整頓ヲ正スヘシ

五　直レ

此ノ號令ニテ列員ハ頭ヲ正面ニ復ス

六　二列橫隊ナルトキハ左ノ號令ヲ下レ前後列ハ六歩ノ距離ニ展開ス

前列六歩前ヘー進メ

此ノ號令ニテ前列員ハ左足ヨリ六歩前進ス其ノ法左ノ如シ

左股ヲ少シク上ケ脚ヲ前ニ出シ足尖ヲ僅ニ傾ケ右足ヨリ二尺五寸ノ所ニ脚ヲ伸ハシツツ放ラニ地面ヲ敲クコトナク蹈ミ着ケ同時ニ膕ヲ地面ノ方ニ壓シテ伸ハシ全ク體ノ重ミヲ蹈着ケタル足ノ上ニ移ス左足ヲ蹈着クルト同時ニ右踵ヲ地ヨリ離シ左脚ニ就キテ說示セシト同法ニテ右脚ヲ前ニ出シ同距離ノ所ニ蹈着ケテ行進ヲ續ケ兩足ヲ交叉スルコトナク膝ヲ必要ヨリ高ク上クルコトナク兩肩ヲ廻スコトナク頭ヲ眞直ニ保チ兩臂ヲ自然ニ振ル

第十九條　前條ノ動作終レハ點檢官第一列ノ右翼前面ヨリ左翼ヲ通過シ背後ニ回ハリ（第二列及押伍列ニ及ホシ）服裝、刀納、

靴、手套、下襟、姿勢ヲ檢査シ終リテ定位ニ就クヘシ但指揮官ノ點檢官ニ隨行スルモノトス

第二十條　前條ノ檢査終リ刀身ノ檢査ヲ爲ス場合ハ左ノ號令ヲ下シ各員ノ距離間隔ヲ取ラシム但人員少數ナルトキハ適宜ノ號令ヲ以テ間隔ヲ取ラシムルモ妨ケナシ

奇數員　偶數員）三歩前ヘー進メ

此ノ號令ニテ兩翼」導及奇數員（偶數員）ハ左足ヨリ三歩前進ス若シ嚮導ト列員トノ間ノ間隔ナキトキハ左ノ號令ヲ下ス

右（左）嚮導一歩右（左）

次ニ左ノ號令ヲ下シ拔刀セシム

拔ケー刀

此ノ號令ニテ列員ハ左ノ分解動作ヲ爲ス

一　拔ケーノ號令ニテ左手ヲ以テ鞘ノ第一鍛上部ヲ握リ右手ヲ以テ刀柄ヲ握リ約ネ鍾口一寸餘ヲ拔ク

二　刀ノ動令ニテ刀ヲ拔キ右足尖ノ方向ニ伸シ拳ヲ肩ノ高サニ擧指ヲ刀柄ニ遊ヘ鍔ヲ壓スル如クシテ伸ハシ刀ヲ右斜下ニシ刀先ヲ眼ノ高サニシ頭ヲ向ケ兩眼ヲ切先ニ注ク

三　刀柄ヲ右手ノ拇指ト食指ト中指ノ間ニ把持シ他ノ二指ヲ刀柄ノ後ニ當テツツ之ヲ下ケ右腕脊ノ稍下方ニ接着シ肘ヲ成ルヘク後ニ引キ刀身ヲ眞直ニシ刀背ヲ肩ノ縫目ニ接スルト同時ニ頭ヲ正面ニ復シ左手ヲ垂下ス

第二十一條　拔刀動作終レハ點檢官ハ第一列右翼ヨリ刀ノ把持法特ニ刀身ヲ檢査シ有モ手入ノ粗漏アルトキハ嚴戒ヲ加フヘシ此ノ場合ニ於テ指揮官ハ點檢官ニ隨行スルモノトス

第二十二條　刀身ノ檢査終レハ指揮官ハ左ノ號令ヲ以テ刀ヲ納メシムヘシ

納メー刀

此ノ號令ニテ列員ハ左ノ分解動作ヲ爲ス

一　納メーノ號令ニテ左手ヲ以テ鞘ノ第一鍛上部ヲ握ル

二　刀ノ動令ニテ拇指ヲ刀柄ニ遊ヘテ伸シ右手ノ無名指ト小指ヲ他ノ二指ニ併セテ刀柄ヲ握リツツ內肘ヲ輕ク脇ニ着ケ鍔ヲ頤ノ前方約ネ四寸ノ處ニ持來リ刀身ヲ眞直ニシ刀ヲ左方ニ向ク

三　刀身ヲ左方ニ倒シ右手ヲ高ク上ケ眼ヲ鍾口ニ注キ刀身ヲ靜ニ納メ速ニ兩手ヲ垂下シ頭ヲ正面ニ復ス

次ニ指揮官ハ左ノ號令ヲ下シ隊形ニ復サシムヘシ

偶數員（奇數員）三歩前ヘー進メ

此ノ號令ニテ偶數員奇數員ハ左足ヨリ三歩前進シ元ノ位置ニ入ル若シ嚮導ト列員トノ間ニ間隔アルトキハ「右（左）ノ一」導元ヘー」ノ號令ヲ下シ齊位ニ復サムヘシ

次ニ左ノ號令ヲ下ス刀身ノ檢査ヲ略シ直ニ第二十三條ノ檢査ヲ行ハントスルトキ亦同シ

休メー

此ノ號令ニテ列員ハ右足ハ其ノ儘ニシテ左足ヲ足裏ノ長サ程其ノ方向ニ出シ姿勢ニ意ヲ止ムルコトナク休憩ス若シ右

足ヲ佛メント欲セハ正シク左足ヲ舊位ニ復シ右足ヲ左足ヲ体メタル如クス如何ナル場合ト雖モ兩足同時ニ舊位ヲ離シ又ハ談話スルコトヲ得ス

此ノ號令ニテ列員ハ手套ヲ脫シ刀緒ニ挾ムヘシ

第二十三條　人員、姿勢、服裝、刀身ノ檢査ヲ終ラハ指揮官ハ左ノ順序ニ依リ號令ヲ下スヘシ

點檢官ノ指揮官ヲ證ハ一品毎ニ第一列右翼ヨリ異狀ノ有無ヲ檢査スヘシ

一　手帖ー前ヘ

此ノ號令ニテ列員ノ左ノ動作ヲ爲ス

一　手帖ー前ヘ

此ノ號令ニテ右手ヲ以テ證シヨリ手帖ヲ半ハ稍出ス（以下倣之）

二　前ヘ

此ノ動令ニテ手帖ヲ全ク出シ右肩ノ前ニ持來リ肘ヲ脇ニ着ケ前臂ヲ水平ニシ證ト直角ニ出シ左手ヲ添ヘテ印章名刺ノ部ヲ開キテ點檢官ニ面セシメ右掌上ニ置キ拇指ヲ以テ之ヲ支ヘ左手ハ垂下ス（以下倣之）

二　敬メー

此ノ號令ニテ速ニ左手ヲ添テ手帖ヲ閉ヂ右手ヲ以テ證シニ之ヲ納ム

三　捕繩前ヘ

此ノ號令ニテ右手ヲ以テ捕繩ヲ出シ之ヲ掌上ニ載セ解キ口ヲ前方上部ニ向ケ拇指ヲ上ニシ之ヲ持ツ

四　解繩

此ノ號令ニテ左手ヲ添ヘ一齊迅速ニ解繩シ之ヲ前方ニ伸シ拇指ヲ上ニシテ其ノ一端ヲ口ノ部ヲ餘シテ之ヲ握リ直ニ左手ヲ垂下ス

但此ノ號令ハ時宜ニ依リ省畧スルコトヲ得

五　敬メー

此ノ號令ニテ解繩シアルトキハ左手ニ移シ右手ヲ以テ假ヨ操リ證テ之ヲ納メ解繩シアラサルトキハ右手ニテ速ニ之ヲ納ム

六　呼子笛前ヘ

此ノ號令ニテ右手ヲ以テ呼子笛ヲ出シ證穴ヲ下方ニ向ケ拇指ヲ上ニシ之ヲ持ツ

七　發聲

此ノ號令ニテ右翼ヨリ順次不動ノ姿勢ヲ取リ吹笛ス

但發聲ハ時宜ニ依リ省畧スルコトヲ得

八　敬メー

此ノ號令ニテ之ヲ納ム

前項ノ檢査終リタルトキハ列員ハ手套ヲ着スヘシ

第二十四條　前條ノ檢査終リタル式點檢ヲ行フトキハ左ノ順序ニ依ル

一　天皇ニ行フ室外ノ敬禮

二　室外ノ敬禮

三　室外同僚間ノ敬禮

四　兩手物品携帶ノ敬禮

五　天皇ニ行フ室內ノ敬禮

六　室內ノ敬禮

七　辭令書物品等授受ノ敬禮

第二十五條　前條第一乃至第四ノ禮式點檢ヲ行フトキハ左ノ號令ヲ下スヘシ

一　前列何歩前ヘー進メ

此ノ號令ニテ人員ノ多寡ニ依リ又ハ場所ノ許ス程度ニ於テ成ルヘク廣ク展開セシム

二　前列廻ハレー右

此ノ號令ニテ左ノ分解動作ヲ爲ス

一　右足ヲ其ノ方向ニ後ロニ引キ右足尖ヲ左踵ニ接ス

二　兩膕ト踵ニテ力ヲ加ヘテ伸ハシ兩踵ヲ心トシ兩足尖ヲ輕ク上ケ腰ト踵ニテ迅速ニ全ク後ロニ向キ廻ハル

三　右足ヲ左足ニ引著ケテ左方ニ整頓ス

第二十六條　前條ノ號令ニ代フルニ左ノ號令ヲ以テスルコトヲ得

一　前列前ー進メ

二　廻レ右ー止レ

止レノ號令ハ前進中ノ列員右足地ニ着カントスルトキ下スモノニシテ此ノ號令アリタルトキハ左足ヲ前ニ踏ミ出シ其ノ足尖ニテ後ロニ向キ廻リ右足ヲ左足ニ引着ケテ止マルモノトス

第二十七條　前二條ノ如ク前後相當ノ距離ヲ隔テ相對向スレハ點檢官及指揮官ハ列ノ側方適宜ノ位置ニ就キ第二十四條ノ順序ヲ追フテ禮式ノ種類ヲ指示シ前列（後列）ヲ受禮者トシ後列（前列）ヲ行禮者トス但人員多數ナルトキハ一列員ニハ　天皇ニ行フ敬禮他ノ一列員ニハ同僚間ノ敬禮ヲ行ハシメ順次行ヒ終レハ次ノ一列員ニハ室外ノ敬禮他ノ一列員ニハ物品携帶（手帖ヲ物品トシ倣シ携帶ヲ）ノ禮式ヲ行ハシムル等便宜ニ從フコトヲ得　第二圖參照）指揮官禮式ノ種類ヲ指示シ了レハ左ノ號令ヲ下スヘシ

始メー

此ノ號令ニテ前列（後列ノ一番員及後列（前列）ノ終番員ノ左足ヨリ互ニ前進シテ前後列員行逢ヒ互ニ指示セラレタル禮式ヲ行ヒ了テ前進シ列ノ後ロニ至リ正面ニ位置ス

他ノ列員ハ体メノ姿勢ヲ取リ逐次緩歩ヲ以テ出發點ニ至ル

但出發ニ際シテハ姿勢ヲ正スヘシ右禮式了レハ他ノ列員ノ指揮官ノ指示ヲ待タス逐次前進シテ末尾ニ至ルヘシ若シ末尾奇數ナルトキハ指揮官ヲ受禮者ト見做スヘシ

第二十八條　禮式點檢ニ於テ規定ノ禮式ニ遵ヒ又ハ動作不十分ナルトキハ點檢官又ハ指揮官ハ式ニ適合スルマテ反覆之ヲ行フヘシ

第二十九條　第二十四條五乃至第七ノ正式點檢ヲ行フトキハ列ノ右翼ヨリ順次指揮官ノ三歩前マテ進ミ禮式ヲ爲サシメ指揮官ハ一二之ニ答禮スヘシ

辭令書物品等授受ノ敬禮ハ便宜手帖ヲ辭令書又ハ物品ト見做シ指揮官ハ奇數員ヲ以テ捧呈者トシ偶數員ヲ以テ領受者トシ順次末尾ニ至ラシムヘシ（第三圖參照）

禮式官シキヲ得又ハ動作不十分ナルトキハ答禮ヲ爲サス又ハ辭令書若クハ物品ヲ授受セスヲ矯正シテ後ニ答禮又ハ授受スヘシ

第三十條　全員ノ點檢終レハ指揮官ハ二列ニ在リタルモノハ元ノ二列横隊ニ復サシムル爲メ左ノ號令ヲ下スヘシ

一　前列何歩前ヘー進メ

此ノ號令ニテ前列ハ左足ヨリ進ミテ元ノ線上ニ就ク

二　廻ヘレー右

此ノ號令ニテ前列ハ元ノ二列横隊ニ復ス

此ノ號令ニ於テモ第二十六條ノ例ニ倣ヒ此ノ號令ニ代フルニ「前列前ヘー進メ」「廻レ右ー、止レ」ノ號令ヲ以テスルコトヲ得

第三十一條　指揮官ハ列ヲ解散セシムル爲メ「解レー」「進メ」ノ號令ヲ下シ列員ノ點檢官及指揮官ニ對シ一齊ニ室外ノ敬禮ヲ爲シ解散スヘシ

第三章　物品點檢

第三十二條　物品點檢ハ毎月一回之ヲ行フモノトス但時宜ニ依リ二箇月一回ト爲スコトヲ得

第三十三條　物品點檢ハ帽、被服、外套、肌着、長短靴、肩章、提緒等ノ使用保存ノ當否及代料流品ノ適否、破綻ノ手入レ、釦其ノ他徽章ノ正否、手帖ノ記載事項等嚴密詳細ニ檢査スルモノトス其ノ不都合ト認ムルモノハ期間ヲ定メ修繕セシムルヲ要ス

第三十四條　物品配置ノ場所ハ隊長ノ定メ置キ一見檢査ニ差支ナキ樣配列シ受檢者ハ其ノ前ニ整列スヘシ

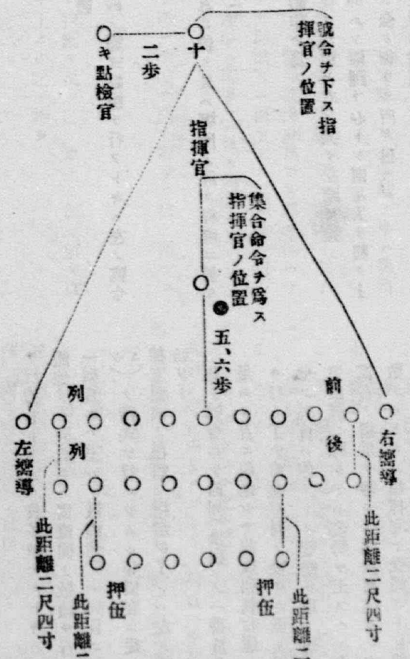
第三十五條　物品ノ配列了レハ點檢官ハ指揮官ヲ隨ヘ列ノ右翼（左翼ヨリ檢査ヲ爲シ終テ指揮官ハ物品ヲ納メシメ「解レー」「進メ」ノ號令ヲ下シ第三十一條ノ如ク敬禮ヲ行ヒ解散スヘシ但人員少數ナルトキハ此ノ號令ヲ要スルコトヲ得

附則

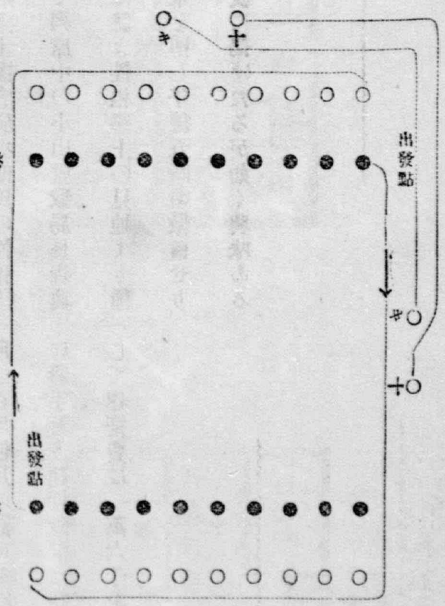
明治三十四年司法省訓令第二號ハ之ヲ廢止ス

第一圖

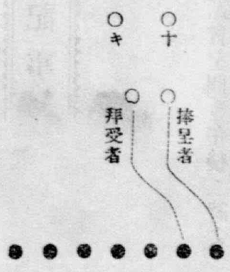
別表



第二圖



第三圖



第二十三卷第十二號

監獄協會記事

○會場の建築

本會會場は本年の總會に於て司法省構内に新築する事に決議せしに依り司法省及東京府廳へ交渉し夫々手續を經て司法省構内（法曹會建物の南面）地所二百坪使用の許可を得本年十一月一日より建築に着手せり建坪設計は圖面の如く西洋館二階建にして建築費は一萬六千七百餘圓なり

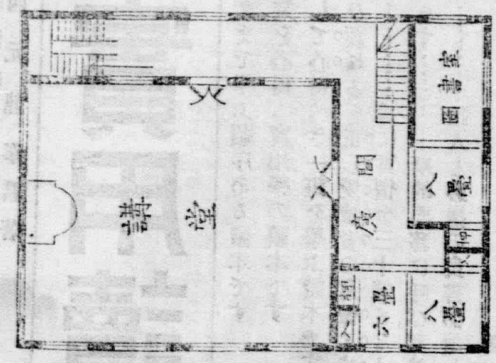
○茶話會

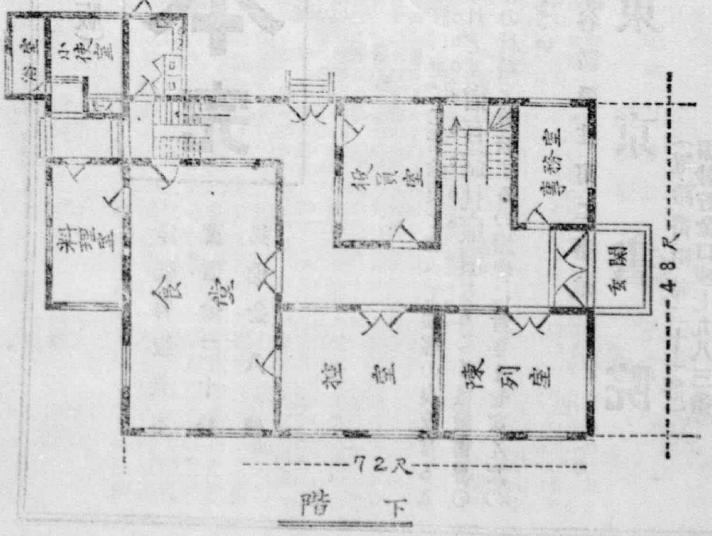
客月十九日例に依り本會茶話會を開き午後二時より性相學會幹事たる辯護士播磨辰次郎氏の性相學に就て講演あり終つて列席中の小山監獄局長森典獄原胤昭諸氏の容貌に就き性相學上の見地より種々の斷案を下して喝采を博し午後五時頃散會せり同氏講演の大要は前號に掲げたるが如く興味あるものなりし

監獄協會新築會場設計平面圖

建坪百拾八坪

縮尺三百分之一





法學博士 小河滋次郎君序
監獄教誨師 西元龍拳君著

增補訂正 實用讀本 完

（增訂六版）

◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です
◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です
◎日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です

洋紙菊版美本
實價金三十錢
郵稅金八錢

◎日本國民として心得べき一班を學ぶ讀本です
◎修身及び實業を心得る實用學の讀本です
◎假名より漢文まで學ぶ順序ある讀本です

第五版出版

千輪性海君著

世渡のしるべ 完

菊判美本 三百六十五頁
實價金 三十五錢
郵稅金 八錢

目次

緒論▲家庭○善惡の標準○人の性○遺傳○習慣○家庭の模範○家庭の仕附（い）金品の取扱（ろ）說練の仕方（は）獨立勞働の仕方▲家庭と學校○教師○子弟を教育するの目的○學問は志を遂ぐるの手段○智識と道德○科學を修むる心得○修身書宗教書を讀む心得○宗教に通じたる利益○宗教の定義○宗教の選び方○信仰生活○善惡應報○吉凶禍福は心の影○祈禱○迷信の害▲續神修養○眞心○自覺は修養の本○自覺は智識の階梯○狂人には自覺なく凡人には乏し○意思の力○自己を克己○希望○自信自重○手氣○意志○博奕の害○人倫に昭るゝ心得○改過の心得○行はれざる心得○附記婦人の心得○女中奉公人心得の文○一旦過ち犯れば○二宮尊德翁貧窮盜の標準○知己○友人の分限を知れの歌○女政○身の分限○貯蓄の心得○附記丁稚下男の心得○夫婦○親族關係○親族社會の情▲家政○修身○勤儉の害▲衞生○個人衞生（い）私已公衆衞生（ろ）傳染病豫防心得（は）消化器の衞生（に）飮食物の衞生（ほ）呼吸器の衞生（へ）皮膚の衞生（と）神經の衞生（ち）循環器の衞生（り）同情○交際○信言○時間を重ずること○違約は不信用の本○公德（い）生命（ろ）財產（は）名譽（に）公益（ほ）博愛（へ）德儀○德力○勢力○反對交際の人は社會の惡魔▲實業○勞働は神聖なること○職業に貴賤の別なし○就職の注意○業代の家業を襲ぐの利益○器用の貧乏人實○貧苦は奬勵の嚴訓○失敗は成功の階梯○實業に要する資信○我が職業を尊重すべし○商業と○商業界に於ける獨立自營と俸給生活（甲）獨立自營の十大要件○身體の健康○年齡及學力の程度○商人として必要の教育○希望と共心○成功の基礎○實地經驗○實驗中の慰安○獨立自營の踏出し○農事自ら爲すの覺悟○農業及び傭人の養成○農業一般の心得○農家の心得○農小作人に日雇する盲語○或る獨立自營者の覺悟○農業は他に勝る離れ實安全の職業なり○副業及び休日の利用○農業に對する盲語○農業一般の心得○農家の心得○農小作人に日雇○職工の心得○職工の弊▲海員○航船員海漁夫の心懸○航海船員の弊○結論○附錄○南無阿彌陀佛作略解

凡そ人の世に生れ名を竹帛に垂るゝものは其因を所他にあらず憤勵刻苦以て正道を踏むにあり然り而して其之を守り之を過たざるものは忍にあらざれば能はざるなり古語に曰く一忍以て百業を起すに至ると信なるかな本書は專ら我國古人の格言、文章、和歌、俳句等を引き傍ら孔孟の諸說及歐米先哲の金言を採り苟も世渡のしるべとなるべきものは網羅して洩さず戰勝國の名譽を擔ひたる君曹の好師友たるべきの良書にして傍ら解釋的の假名を附しあれば老幼女子と雖も讀むに易く解するに難からず讀者は恰も暗夜に燈を得し如く自ら襟を正し心神をして爽快ならしむるもの豈又他あらんや諸彦幸に一本を需め得は家庭の珍藏として缺く可からざる最も適切の良書にして「世渡りのしるべ」の名に乖かざるを信ず乞弊院が謬ならざるを知り賜はんことを

發行所 東京市四谷區愛住町二番地
電話（長）番町二十一番
東京書院

發行所 東京京四谷區愛住町二番地
東京書院
（電話番町特二十一番）
振替貯金口座七九八三番

農商務省山林局御藏版

韓國誌

（第四版製本中）

全壹冊　正價並製金壹圓
紙數六百五十頁　色クロース金字
用紙菊判上質　入金壹圓貳拾錢
郵稅金拾貳錢　市內金四錢

韓國は我が領土に歸して朝鮮となれり朝鮮の經營發展に付きては日夜官民の攻究する所たるなり然るに之れが調査に關する正確なる材料に乏しきは誠に遺憾に堪へざりき本書はもと露國政府が東亞政略上の參考として幾多の資財と精力とを抛ち極力調査したる所に係り韓半島に於ける建國、風土、民俗、制度各種の產業、運輸交通等の狀況其他悉皆の富源を指摘する等實に殖產商業界獨一參考の好資料たり幣院玆に發賣の榮を荷ひて廣く之を世の有志者に頒ちつゝあり諸彥幸に一本を購めて幣院が世を欺かざるを知りたまへ

韓國誌目次

◎生產
◎農業
◎土地ノ占有
◎農耕概說
◎收穫計算法
◎農作物ノ種類
◎牧畜
◎水產
◎狩獵業
◎林業
◎礦業
◎製造業
◎商業
◎河川
◎氣候及植物
◎運輸交通
◎地質
◎國民
◎地方自治制度
◎敎育及學術
◎基督敎加特力敎ノ傳播
◎露淸條約
◎露國ノ韓兵敎練士官
◎沿革ノ大要
◎道路
◎風俗
◎制度
目次終

特許公報
特許發明明細書
實用新案公報
商標公報

發賣所

東京市四谷區愛住町二番地

東京書院

（電話特番町二一番）
（振替口座東京七九八三番）

拜啓益御淸康奉賀候陳者小生義歐米出張中之處御用濟去る十日無事歸朝仕候間乍憚御休神被成下度候又歸朝之際は祝電又は祝詞を辱ふせし向有之御懇情の程難有奉感謝候先は歸朝御報旁御挨拶迄如此得貴意度候　拜具

明治四十三年十二月二十日

眞木喬

辱知諸彥

會費送附方

肩書 番地	東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地	
宛名	監獄協會理事　藤澤正啓	
振込局名	神田一ッ橋通郵便局	

明治四十三年十二月二十日發行（定價金拾貳錢）

東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地
發行兼編輯人　豐野胤珍

東京市四谷區愛住町二番地
印刷人　磯村政富

東京市麹町區飯田町五丁目三十番地
發行所　監獄協會

東京市四谷區荒木町二十七番地
印刷所　東京書院印刷部

東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾參卷第十二號×明治四十三年十二月二十日發行毎月一回二十日發行）